産業廃棄物の適正処理について

東京都環境局
産業廃棄物対策課

＜はじめに＞

　産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者責任として委託契約の締結やマニフェストの交付、その他法令に定める基準等を遵守していただく必要があります。

　しかし、根拠となる法令等は条文が難しく、間違えやすいポイントも多々あります。

　法令等の基本的な事項を押さえ、廃棄物処理の正しい知識を身につけていただきたいと思います。

本日の説明内容

1　廃棄物の定義、種類、処理責任
2　排出事業者責任について
3　産業廃棄物の保管（基準、事業場外保管）
4　産業廃棄物処理委託契約について
5　産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
6　委託契約締結やマニフェスト交付に当たっての留意点
7　措置命令、罰則
8　第三者評価制度について
9　有害物等の廃棄物処理について（アスベスト）（水銀）（PCB）
10　まとめ

１　廃棄物の定義、種類、処理責任

廃　棄　物　の　定　義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条

●ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの

廃棄物該当性の判断 ※「行政処分の指針」（環境省通知）

●廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため、不要となったものをいう

廃棄物に該当するか否かは

① 物の性状
② 排出の状況
③ 通常の取扱い形態
④ 取引価値の有無
⑤ 占有者の意思

→ **総合的に勘案して判断**

廃　棄　物　の　分　類

廃棄物

- **一般廃棄物**（産業廃棄物以外のもの）
  - **特別管理一般廃棄物**
    （爆発性、毒性、感染性のある廃棄物）
- **産業廃棄物**（事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める**20種類**）
  - **特別管理産業廃棄物**
    （爆発性、毒性、感染性のある廃棄物）

産業廃棄物の種類①
（あらゆる事業活動に伴うもの）

1	燃え殻	8	金属くず
2	汚泥	9	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず
3	廃油		
4	廃酸		
5	廃アルカリ	10	鉱さい
6	廃プラスチック類	11	がれき類
7	ゴムくず	12	ばいじん

産業廃棄物の種類②
（特定の事業活動に伴うもの）

	種類	具体例
13	紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業等
14	木くず	建設業、木材又は木製品製造業等
15	繊維くず	建設業、繊維工業（繊維製品製造業以外）
16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業
17	動物系固型不要物	と畜場、食鳥処理場
18	動物のふん尿	畜産農業
19	動物の死体	畜産農業

20 ：1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

一般廃棄物
（産業廃棄物以外のものすべて）

- **家庭廃棄物**

  一般家庭から出されるすべての廃棄物

  例：　燃えるゴミ、資源ゴミ、粗大ごみ、その他

- **事業系一般廃棄物**

  事業活動による廃棄物であるが産業廃棄物に該当しないもの

  例：　オフィスからの紙くずや木製家具、レストランからの厨芥、その他

- **その他**

  災害廃棄物、火災ゴミ

※　建築物の解体時等における残置物は建物所有者等の一般廃棄物です。
（平成30年6月22日付け　環境省通知）

廃棄物の処理責任

・一般廃棄物

市町村が包括的な処理責任を有する

cf.廃棄物処理法6条、6条の2、地方自治法

・産業廃棄物

排出事業者が処理責任を有する

cf.廃棄物処理法3条、11条

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない。」

※廃棄物処理法では、単に「事業者」という場合、
排出事業者のことを指します。

２　排出事業者責任について

問われる排出事業者責任

産業廃棄物の処理委託において不法投棄や不適正処理等が行われた場合は、

実行行為者はもちろん、**排出事業者も責任が問われる**可能性がある。

排出事業者責任

- **事業者の責務（法第3条第1項）**
  事業者は、その事業活動に伴って生じた**廃棄物**を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。
- **事業者の処理（法第11条第1項）**
  事業者は、その**産業廃棄物**を**自ら処理**しなければならない。

自ら処理できない場合は・・・

⇒許可を持った産業廃棄物処理業者に**委託**しなければならない（法第12条第5項）

【排出事業者の例外】（法第21条の3）

「建設工事」の場合、元請業者が排出事業者！

他人に収集運搬又は処分を委託する場合

産業廃棄物の委託に関する規準を遵守

- **収集運搬及び処分についてそれぞれ委託**
- **委託基準の遵守**
  - ●産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可を持った者であり、委託内容が事業の範囲に含まれているもの
  - ●書面契約
- **委託した廃棄物の処理状況を確認し、適正処理に必要な措置を講ずる（最終処分されるまで確認）**
- **産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用**
- **再委託の原則禁止**

排出事業者による処理状況確認の努力義務
（法第12条第7項）

- 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、**当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認**を行い、当該廃棄物について**発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置**を講ずるように努めなければならない。

【確認方法】
- 実地確認
- HPなどの公表情報からの確認
（処理状況・施設維持管理状況など）

３　産業廃棄物の保管（基準、事業場外保管）

産業廃棄物の保管基準

（法第12条第2項、第12条の2第2項
省令第8条、第8条の13）

ア 周囲に囲いの設置

イ 保管場所の表示

ウ 保管高さ制限

エ 飛散・流出等防止対策

ア 囲いの設置

イ　保管場所の表示

エ 飛散防止

ウ 高さの制限

エ 流出防止

保管基準の具体例
（屋外で容器を用いずに保管する場合）

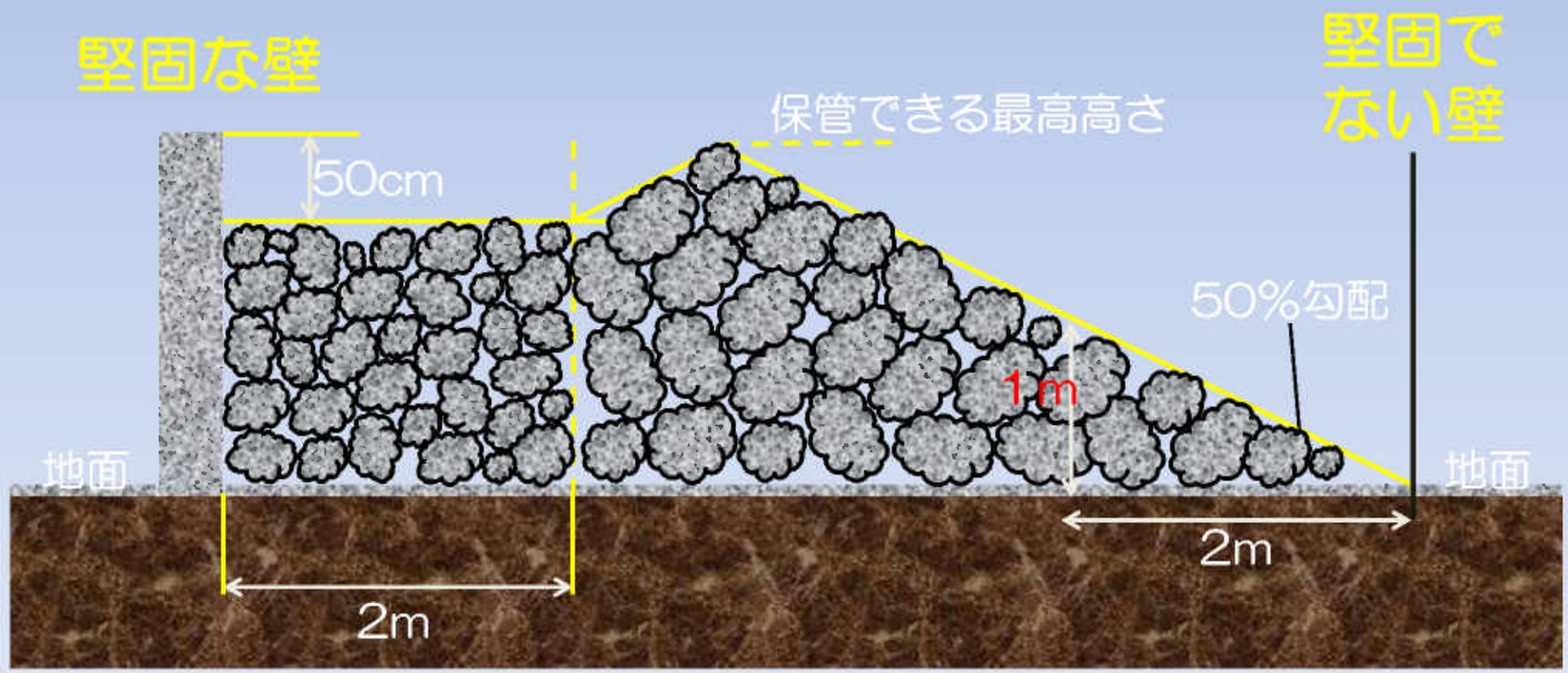

不適正保管　「都内」

不適正保管　「都内」

適正な分別・保管

保管基準

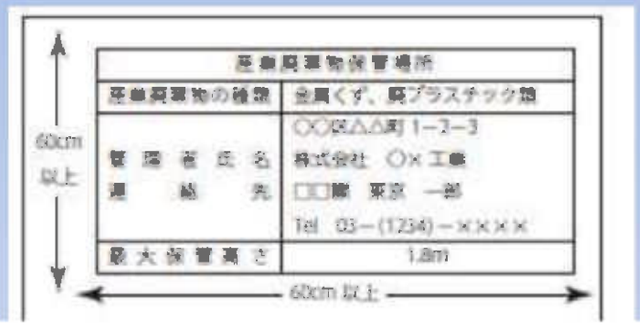

保管場所に掲示板の設置

リチウムイオン電池等の
危険なものの分別

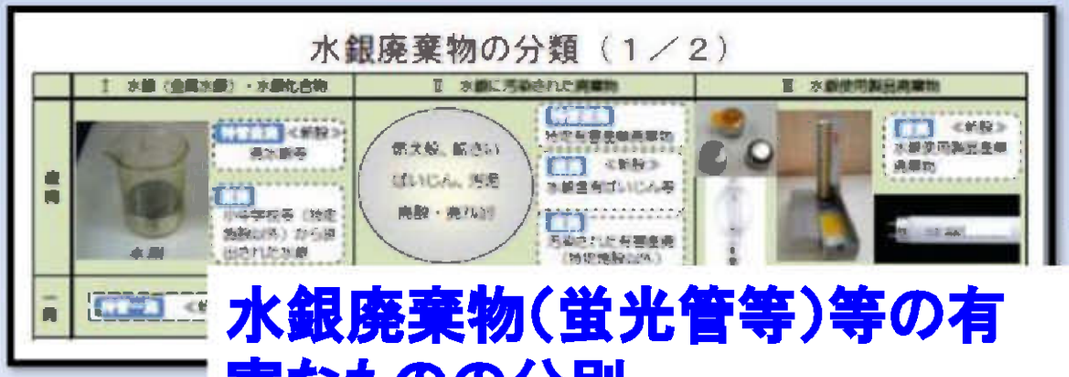

水銀廃棄物(蛍光管等)等の有
害なものの分別

事業場外保管

（法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項）

排出事業者自らが、事業活動に伴い**産業廃棄物を生ずる事業場以外の場所に産業廃棄物を保管しようとするとき**には、**あらかじめ保管する前に東京都に届け出**なければならない。

① 対象となる産業廃棄物

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）

② 対象となる保管面積

300 ㎡以上の保管場所で行う保管

【次の保管は対象外】
- 排出事業者が**産業廃棄物収集運搬業の許可（積替保管を含む。）**又は**産業廃棄物処分業の許可**を受けており、その許可**の範囲で行う保管**
- 排出事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に伴って行う保管
- 排出事業者がPCB特別措置法第8条の届出を行った場合における、当該届出に係るPCB廃棄物の保管

４　産業廃棄物処理委託契約について

産業廃棄物処理の委託契約

【委託基準】(法第12条第5項、6項)

・収集運搬業者
・処　分　業　者
} それぞれと契約

・**書面での契約、法定事項を漏れなく記載**

産業廃棄物の種類・数量・性状及び荷姿に関する事項、
契約の有効期間、料金、等

・**書面の添付**

産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)許可証

委託契約書における法定記載事項①

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処　分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	

委託契約書における法定記載事項②

委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の 6 項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

☆　収集運搬と処分の両方の許可を持つ処理業者に収集運搬から処分までを委託する場合は、１本の契約書での契約が可能ですが、その場合の契約書は上表の両方（収集運搬、処分）の項目全てが含まれていることが必要です。

★法定記載事項は契約書の中に全てを記載する必要があります。
東京都が排出事業者向けに作成している「モデル契約書」をご活用ください。

５　産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

産業廃棄物管理票
（マニフェスト）

産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、‥産業廃棄物の**引き渡しと同時に**‥産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した**産業廃棄物管理票を交付しなければならない。**

（法第12条の3第1項）

引き渡した産業廃棄物と一緒に回付して、各段階における返送の確認により、排出事業者等が産業廃棄物の適正処理を確認するツール

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ

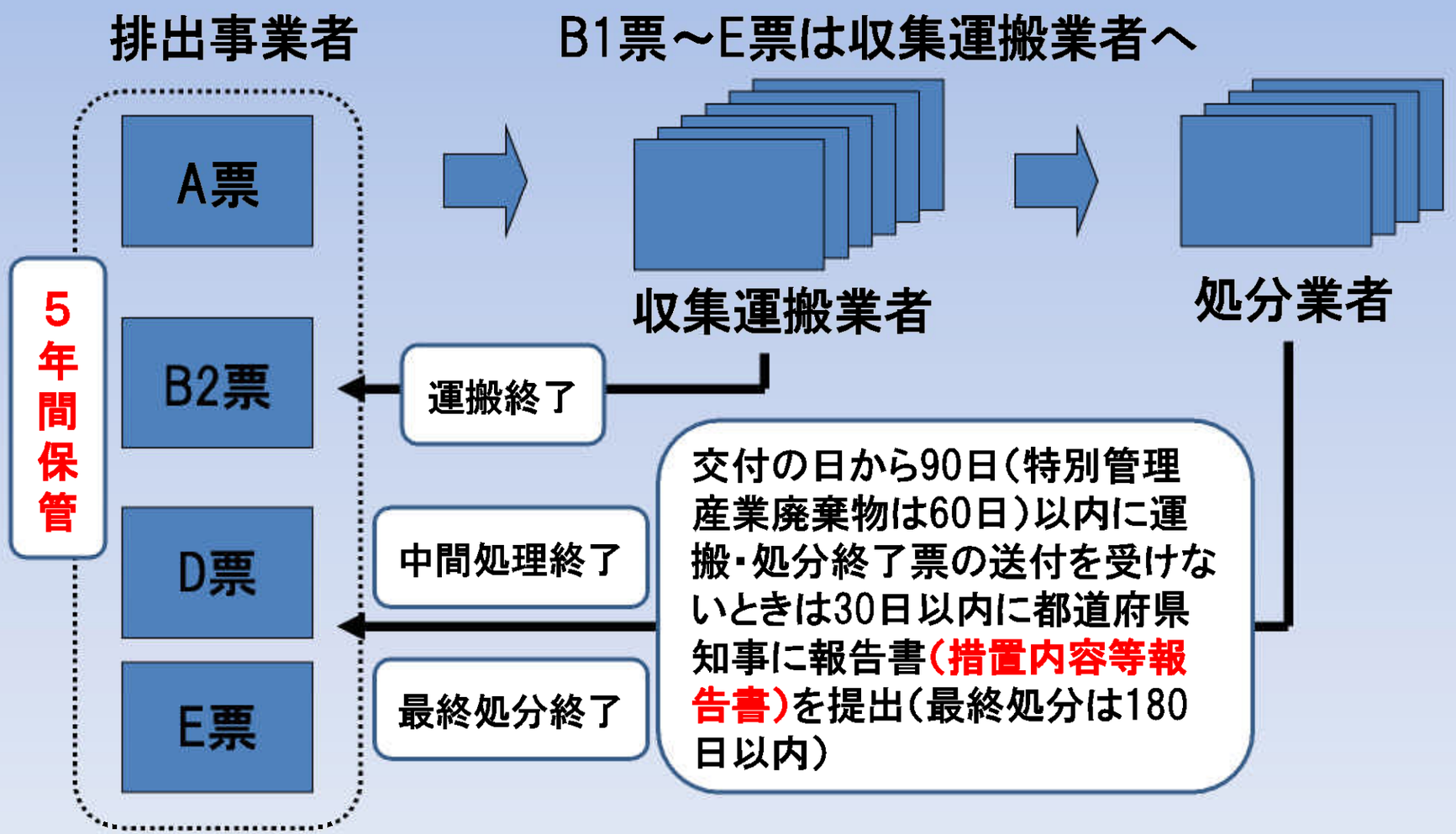

紙マニフェスト記載例（A票）

●廃棄物の引渡しと同時
●廃棄物の種類ごと
●運搬先ごと

排出事業者が自ら必要事項を漏れなく記載する

管理票の不交付、不回付、不送付、不記載、虚偽記載、保存義務違反、
⇒1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

紙マニフェスト記載例（D票）

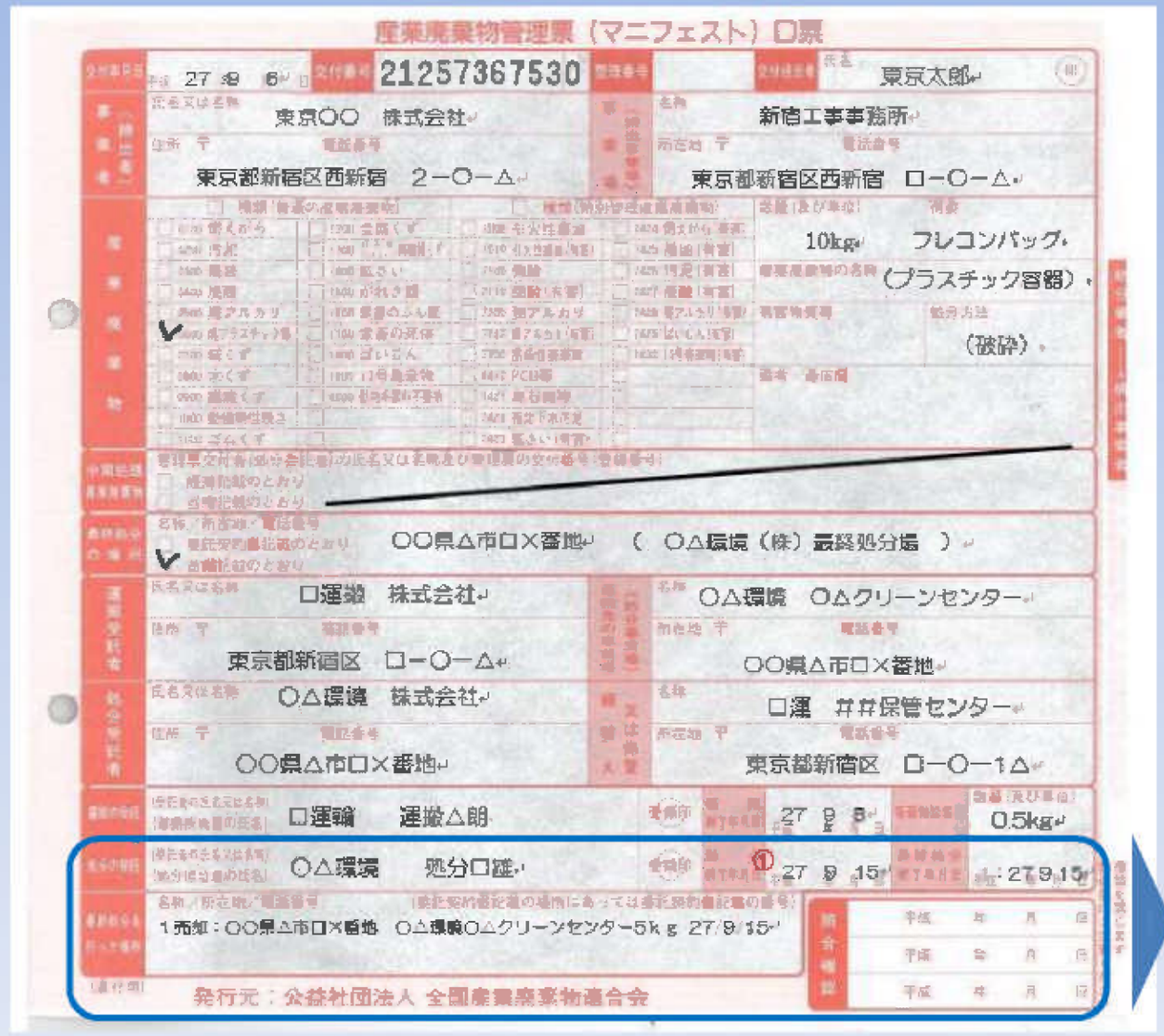

廃棄物の処分完了後、
排出事業者に戻って来る。
➡受託者が必要事項を記載しているか確認
➡5年間の保存義務

電子マニフェストの概要

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要

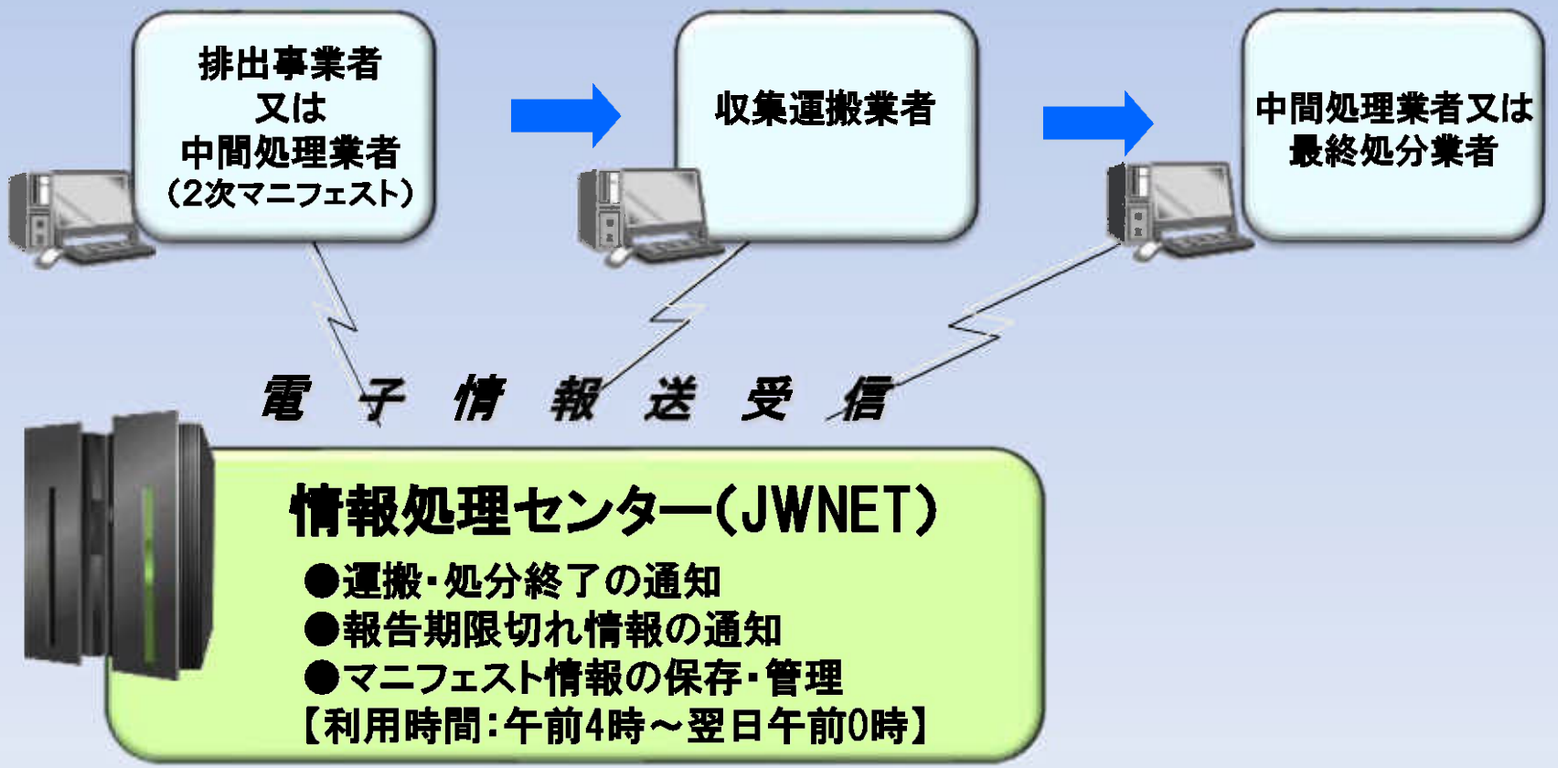

電子マニフェストのメリット

- マニフェストをシステム上で**自動保存するため、紛失の心配なし**
- システムにより、**法定記載項目の入力漏れや、処理の確認期限切れを防止**
- 排出事業者、収集、処分業者の3者が情報共有し、勝手にデータ修正等ができない
- マニフェスト交付状況の**行政報告が不要**（JWNETが一括報告）

事務の効率化、法令遵守の徹底、データの透明性

電子マニ と 紙マニ の 比 較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、3日以内※にマニフェスト情報をJWNETに登録 ※3日以内には以下の①～③は含まれません。 ①廃棄物を引渡した日 ②土日及び祝日（国民の休日） ③年末・年始（12月29日～1月3日）	廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡しと同時に、マニフェストを交付
処理終了確認	JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）や一覧表により確認	○運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 ○処分終了報告：D票とA票を照合して確認 ○最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要 （JWNETが保存、5年分は照会・ダウンロード可能）	○交付したマニフェストA票を5年間保存 ○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	都道府県・政令市に排出事業者からの報告は不要 （JWNETが報告）	報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が自ら報告書を提出

現状①（電子化率等）

全国登録件数と電子化の推移

※JWセンター集計　電子化率は分母を5千万で固定

現状②（都内処理業者数）

- 電子マニフェスト対応処理業者数

→産廃処理業者検索システムで表示可

〇収集運搬　約4,800事業者

〇処分　約230事業者

＊検索システム

→「東京都　産業廃棄物処理業者検索」でクリック

https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx

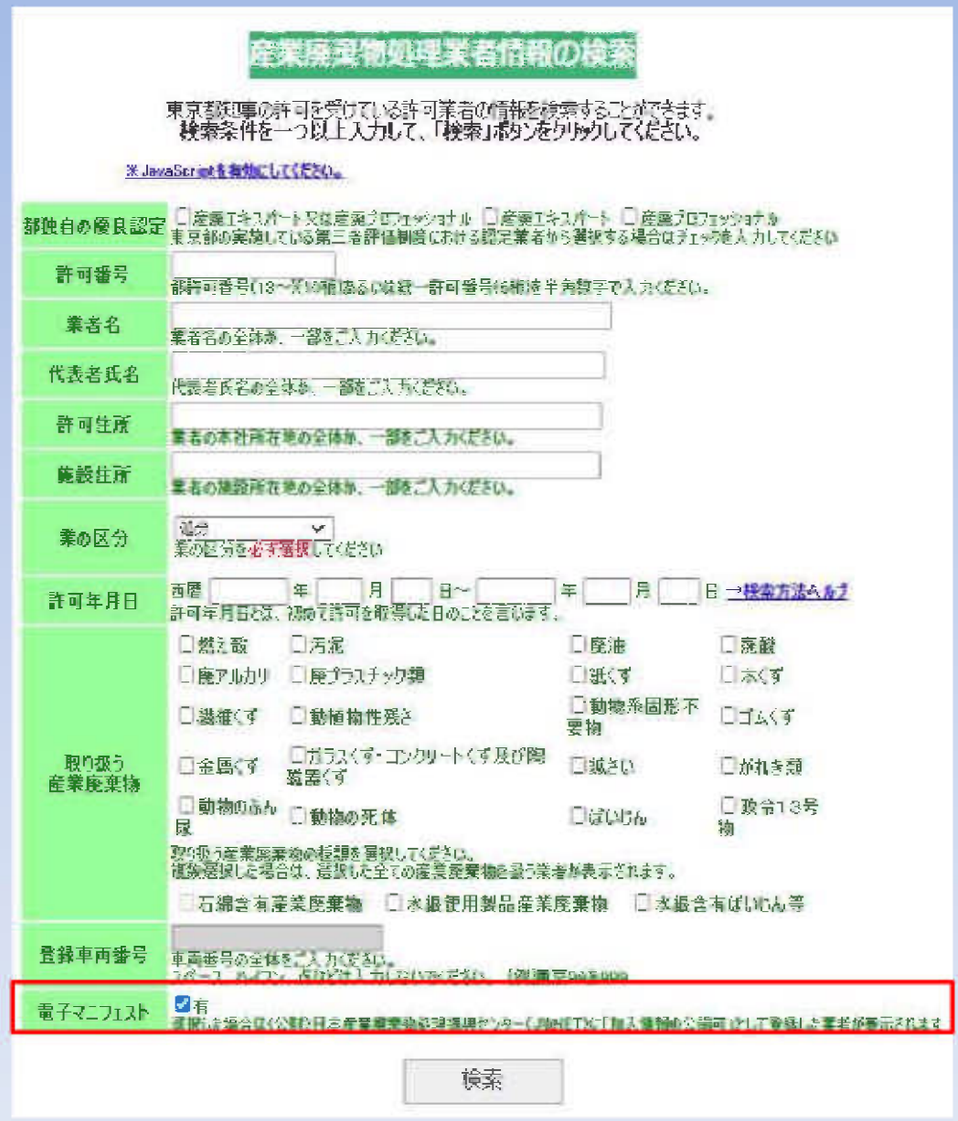

参　考　情　報

- JWセンターHP
  - ○電子マニフェストをはじめよう（冊子）
  - ○電子マニフェスト早わかりムービー
- 庁内ポータルサイト

- 環境局作成動画「電子マニフェストの利用に向けて」

【YouTube動画】

・環境局HPに掲載

・「資源循環推進部 YouTube」で検索！

https://www.youtube.com/watch?v=ugw-uG_q9qQ

６　委託契約締結やマニフェスト交付に当たっての留意点

不適正な処理委託の事例

- 産業廃棄物の許可のない出入りの納品業者等に廃棄物の処理を依頼
- 清掃委託業者に廃棄物の処理を任せている
- 処分業の許可を持たない収集運搬業者に処分も含めて委託している
- 契約書を作成していない、契約書必要記載項目に不備がある
- マニフェストを交付していない
- マニフェストの記載を収集運搬業者に任せている

こんな処理業者には要注意！

- 契約書を交わそうとしない
- 「マニフェストはこちらで作成します」と言う収集運搬業者
- 「中間処理業者はこちらで選んでおきますから」と言う収集運搬業者
- 「なんでも処理できますよ」と言う処理業者
- リサイクルするので、契約やマニフェストは不要ですと言う処理業者
- 「うちはリサイクル業者ですから、産業廃棄物処理業の許可は不要なんです」と言う処理業者

7　措置命令、罰則

措置命令（廃棄物の撤去命令）【第19条の5、19条の6】

・措置命令とは・・・

「廃棄物を撤去しなさい」と命令できる

行政処分

⇒　不法投棄等の実行行為者だけでなく、

排出事業者等にも命令できる

＊青森・岩手県境不法投棄事案でも、

無許可業者に委託した、大手の物流会社や

玩具メーカー等が命令を受け廃棄物を撤去

青森・岩手県境不法投棄

出典：岩手県HP

廃棄物処理法の罰則

違反項目：排出事業者に係る主なもの	罰則
廃棄物の不法投棄、不法焼却、不正輸出	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科（法人重課　3億円以下の罰金）
無許可業者への委託	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
措置命令（支障の除去）違反	
委託基準違反（許可内容未確認、契約書不備など）	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
改善命令違反	
マニフェスト不交付、不正交付	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
マニフェスト保存義務違反	
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	30万円以下の罰金
報告徴収違反、立入検査に対する拒否・妨害	

不法投棄現場　「他県」

東京都内で実際にあった事例

- 平成15年2月、都内の医療機関及びクリーニング・チェーン店から回収された感染性廃棄物等（感染性廃棄物1，330箱、廃液250個、クリーニング廃棄物2トントラック5台分）が八王子市内の駐車場等に放置されているのが発見される。

これまで解説したように、排出事業者責任は重く、不適正処理を行うと罰則が適用されたり、措置命令等の行政処分が行われる場合があります。

このため、都では、安心して信頼できる処理業者を選択するためのツールとして「第三者評価制度」を設け、産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルとして認定しています。

８　第三者評価制度について

産業廃棄物処理業者の「第三者評価制度」
～優良性基準適合認定制度～

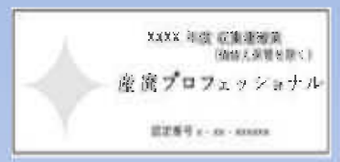

【概要】

都が平成２１年１０月に全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者を第三者評価機関が評価する制度。業者の任意の申請に基づき、第三者評価機関として都が指定した 、（公財）東京都環境公社が評価・認定している。

【ねらい】

① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展

第三者評価制度の特徴①

① 処理業者の事業内容や取組状況に応じた
２つの認定区分

■産廃エキスパート（第１種評価基準適合業者）

業界のトップランナー的業者

■産廃プロフェッショナル（第２種評価基準適合業者）

業界の中核的役割を担う優良業者

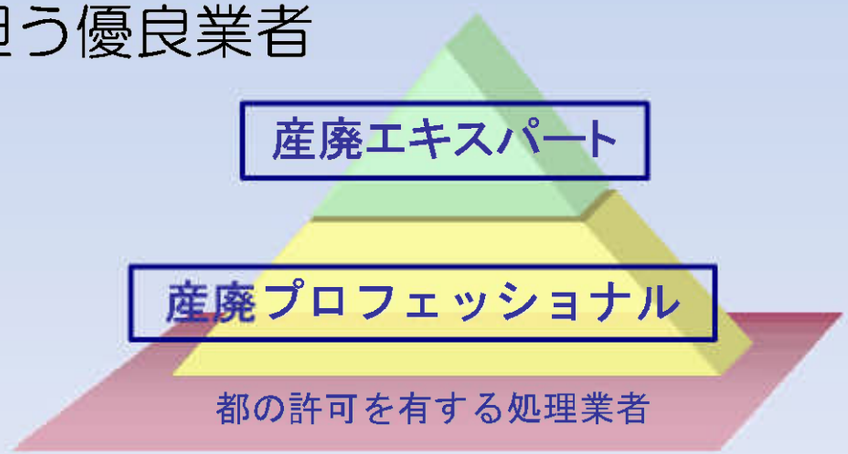

第三者評価制度の特徴②

② 処理事業の信頼度の高さ、環境に配慮した
より高度な取組を総合的に評価

■評価項目

「遵法性」「安定性」「先進的な取組」

■審査方法

書面審査　　契約書・マニフェスト・帳簿　等

現地審査　　経営者面談、作業実態・施設管理状況等

③ 第三者評価機関が評価委員会を設置し、
公平・公正に評価・認定

認定業者数(令和６年５月１日現在)

認定区分	認定業者数	業の区分			
		専門性（感染性）	収集運搬業（積保除く）	収集運搬業（積保含む）	中間処理業
産廃ｴｷｽﾊﾟｰﾄ	１５０	２３	５９	８６	８１
産廃ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ	６８	２１	４３	２４	２３
計	２１８	４４	１０２	１１０	１０４

※複数の業の区分にて申請を行っている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。

【ロゴ】

産廃エキスパート

産廃プロフェッショナル

【許可証デザイン】

産業廃棄物処分業許可証

住　所　東京都新宿区西新宿五丁目８番１号

氏　名　株式会社東京太郎
代表取締役　東京　太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　小池百合子

許可の年月日　令和３年１月２日

許可の有効年月日　令和８年１月１日

１　事業の範囲
(1)業の区分　：　処分（中間処理）
(2)処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
破砕　：　廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（以上３種類）

２　事業の用に供する施設
施設所在地：東京都新宿区西新宿五丁目８番１号

施設種類	産業廃棄物の種類	単位処理能力	総合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類	3.14（t/日）	3.58（t/日）	平成２年７月１日	――	――
	金属くず	1.59（t/日）				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.65（t/日）				

３　許可の条件
(1) 作業時間は、原則として８時から１７時までとすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令の規定を遵守すること。
(3) 中間処理は、本都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況
平成３年　１月　２日　新規許可
令和３年　１月　２日　更新許可　第６回

５　規則第１０条の４第１項の規定による許可証の提出の有無　無

産廃エキスパート　都認定番号：1－20－C9999SD

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

東京都

令和3年よりデザインを変更

９　有害物等の廃棄物処理について（アスベスト）

アスベスト（石綿）廃棄物について

○廃石綿等（飛散性アスベスト、レベル１、レベル２）

・建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿。

・人の接触、気流及び振動等により石綿保温材等と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

・特別管理産業廃棄物として特に慎重に処理

○石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト、レベル３）

・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の０．１パーセントを超えて含有するもの

・普通の産業廃棄物として処理（破砕せずに埋立）

アスベスト含有建材の産業廃棄物の種類

<table>
<tr><td>対　象</td><td colspan="2">石綿含有吹付け材</td><td colspan="2">保温材・断熱材・耐火被覆材</td><td>保温材</td><td>石綿含有成形板等（石綿含有けい酸カルシウム板第１種、石綿含有下地調整塗材）・石綿含有仕上塗材</td></tr>
<tr><td>作業内容</td><td>除去</td><td>封じ込め
囲い込み</td><td>通常の除去</td><td>掻き落とし等による除去</td><td>非石綿部で切断・搬出</td><td>手ばらし解体</td></tr>
<tr><td>基本レベル</td><td colspan="2">レベル１</td><td>レベル２</td><td>レベル１に準じる</td><td>レベル２</td><td>レベル３</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の分類</td><td colspan="5">特別管理産業廃棄物（廃石綿等）</td><td>石綿含有産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>主な使用用途</td><td colspan="2">鉄骨、はり耐火被覆材
天井断熱材
機械室吸音材</td><td colspan="3">配管保温材
煙突断熱材</td><td>天井、壁材
住宅屋根材、外壁材
建築用仕上塗材 等</td></tr>
</table>

注）作業に使用したシート、マスク、保護衣、作業着等は特別管理産業廃棄物と同等に解釈される場合がありますので、取扱いについては各自治体にお問い合わせ下さい。

アスベスト廃棄物の取扱い（保管場所の表示）

【石綿含有産業廃棄物の保管場所の例】

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
管理者の氏名及び連絡先	○○○○○会社 電話　○○○○ ×××××
最大保管高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合に記載）	○○m

【廃石綿の保管場所の例】

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃石綿等
管理者の氏名及び連絡先	○○○○○会社 電話　○○○○ ××××
最大保管高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合に記載）	○○m

60cm×60cm以上の大きさ

アスベスト廃棄物の措置

容器に入れるなどして、他の物と分けて運搬

石綿含有廃棄物は、原則、運搬途中で破砕等しない

アスベスト廃棄物の処分

破砕等の処理は認められていません！

①　溶融

ア　溶融設備で溶融
イ　溶融後は、普通の産業廃棄物
　　（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）

②　最終処分（埋立）

ア　廃石綿等　・大気中への飛散防止措置（二重梱包）
　　・管理型処分場の一定の場所に埋立て
　　・飛散防止の覆土

イ　石綿含有産業廃棄物
　　・安定型処分場の一定の場所に埋立て

参考資料（ホームページ）

●環境省
「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」

https://www.env.go.jp/content/900534247.pdf

●国土交通省「目で見るアスベスト建材」

https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

９　有害物等の廃棄物処理について（水銀）

水銀廃棄物に関する廃棄物処理法施行令の改正経緯

平成２５年１０月　「水銀に関する水俣条約」の採択

平成２７年　２月　中央環境審議会「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」

平成２７年１１月　「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の公布

「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の改正概要

廃掃法上の区分	平成28年４月１日施行	平成29年10月１日施行
廃水銀等	「廃水銀等」を特別管理産業廃棄物に指定　など	処分基準の追加　など
水銀含有ばいじん等	―	「水銀含有ばいじん等」の区分新設　など
水銀使用製品産業廃棄物	―	「水銀使用製品産業廃棄物」の区分新設　など

水銀廃棄物の廃棄物処理法上の分類（イメージ）

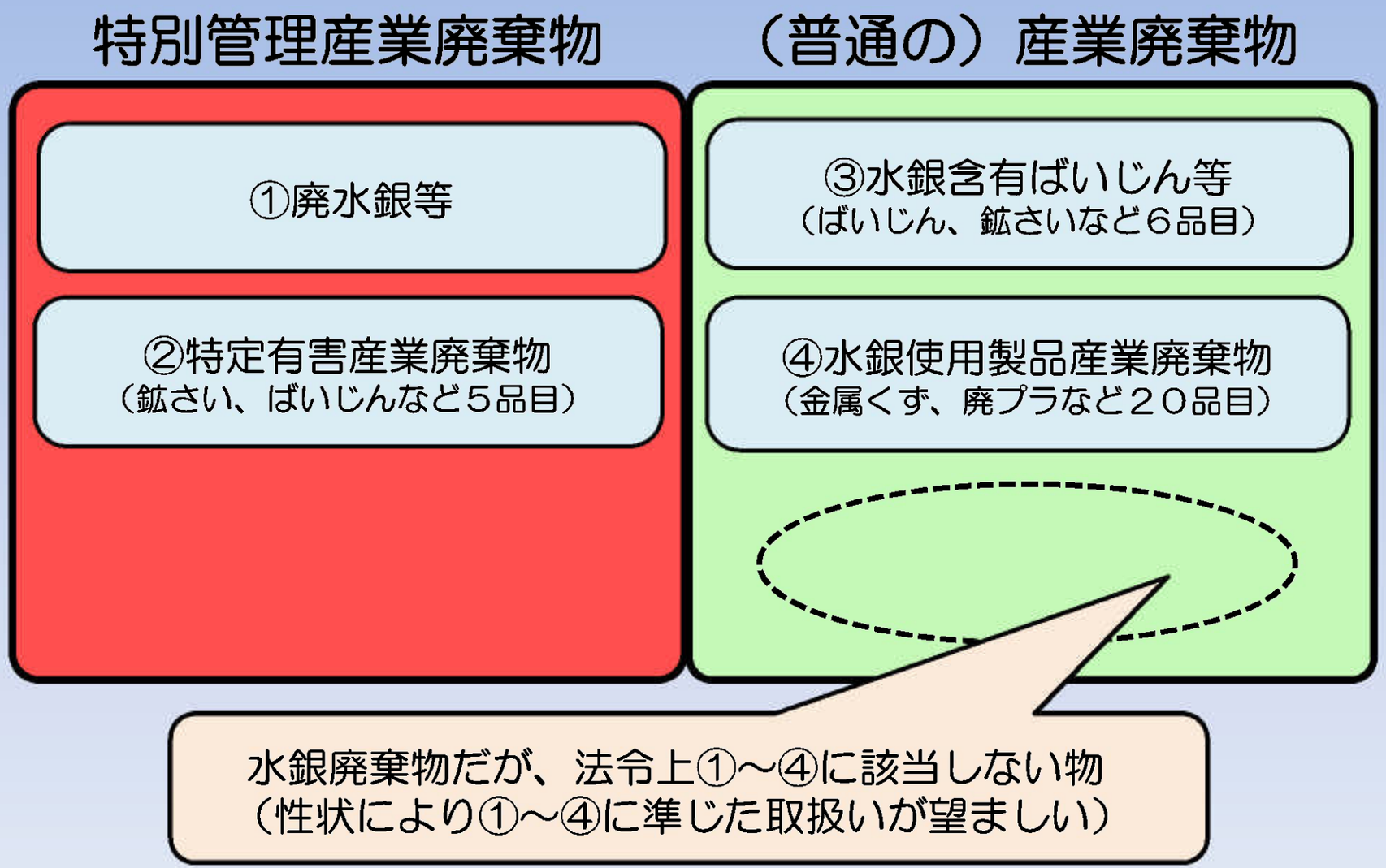

東京都環境局リーフレット　「水銀廃棄物の取扱いについて」（1/4ページ）

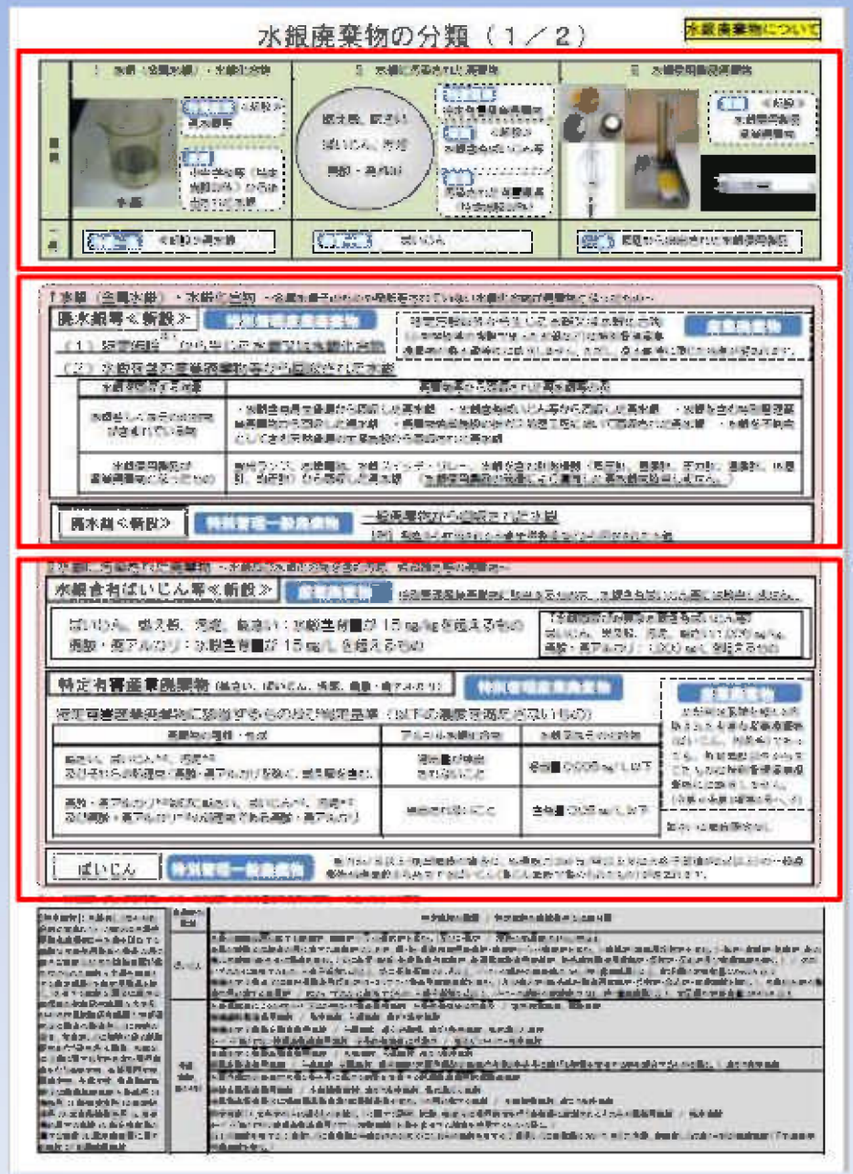

①水銀廃棄物の分類と
廃棄物処理法上の区分の概要

②水銀（金属水銀）・水銀化合物

●特別管理産業廃棄物（廃水銀等）
通常の産業廃棄物の区別

③水銀に汚染された廃棄物

●特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）、産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）、通常の産業廃棄物の区別

●水銀回収の対象

東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(2/4ページ)

④<u>水銀使用製品産業廃棄物</u>

●該当する製品

●水銀回収の対象

※　図の（１）～（３）の
いずれかに該当する物は、
産業廃棄物（<u>水銀使用製品産業廃棄物</u>）

身近な物では「蛍光ランプ」や
「水銀体温計」などが該当します。

（ＬＥＤ蛍光灯、電子体温計など、
水銀が入っていない物は対象外）

東京都環境局リーフレット　「水銀廃棄物の取扱いについて」（3/4ページ）

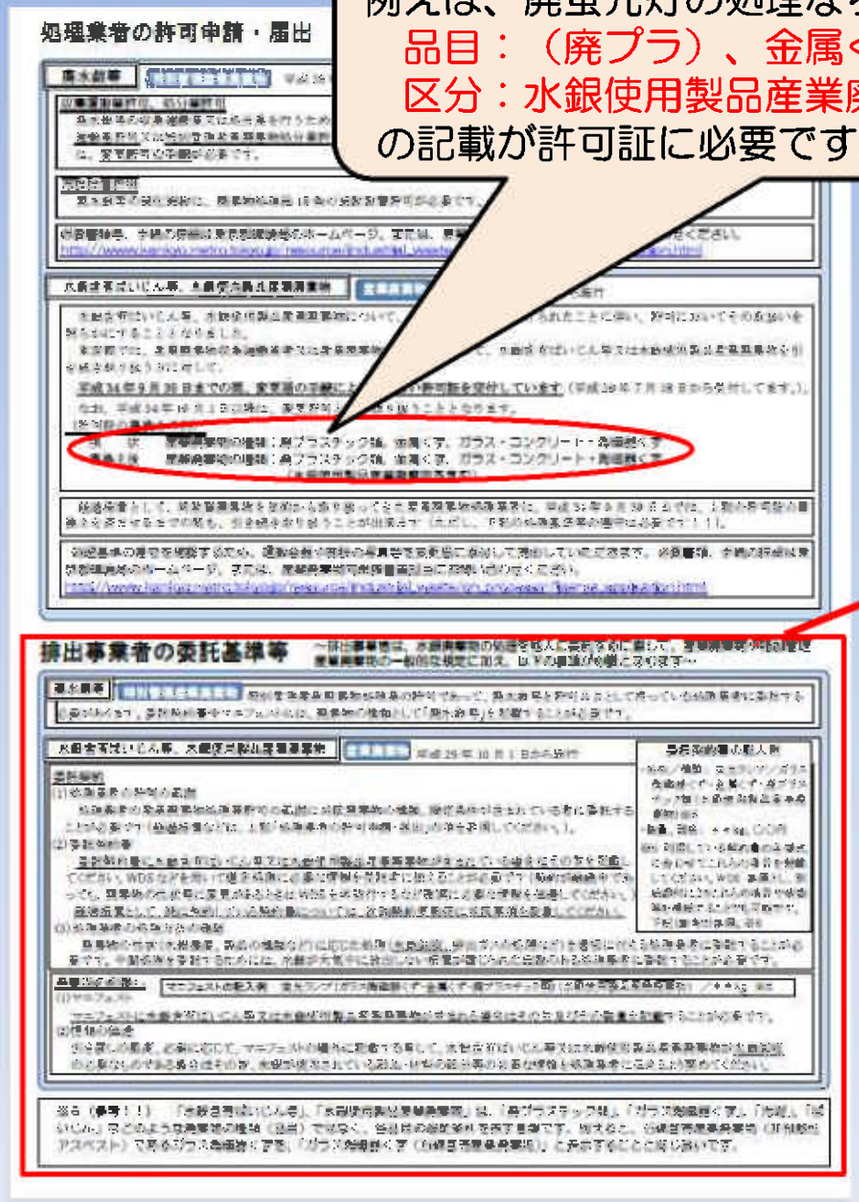

⑤排出事業者の委託基準等

- 水銀廃棄物の処理委託時の契約書、マニフェストの記載など
- 廃棄物の内容に応じて、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」を扱えることが許可証に記載された処理業者への委託が必要（経過措置における例外あり）

東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(4/4ページ)

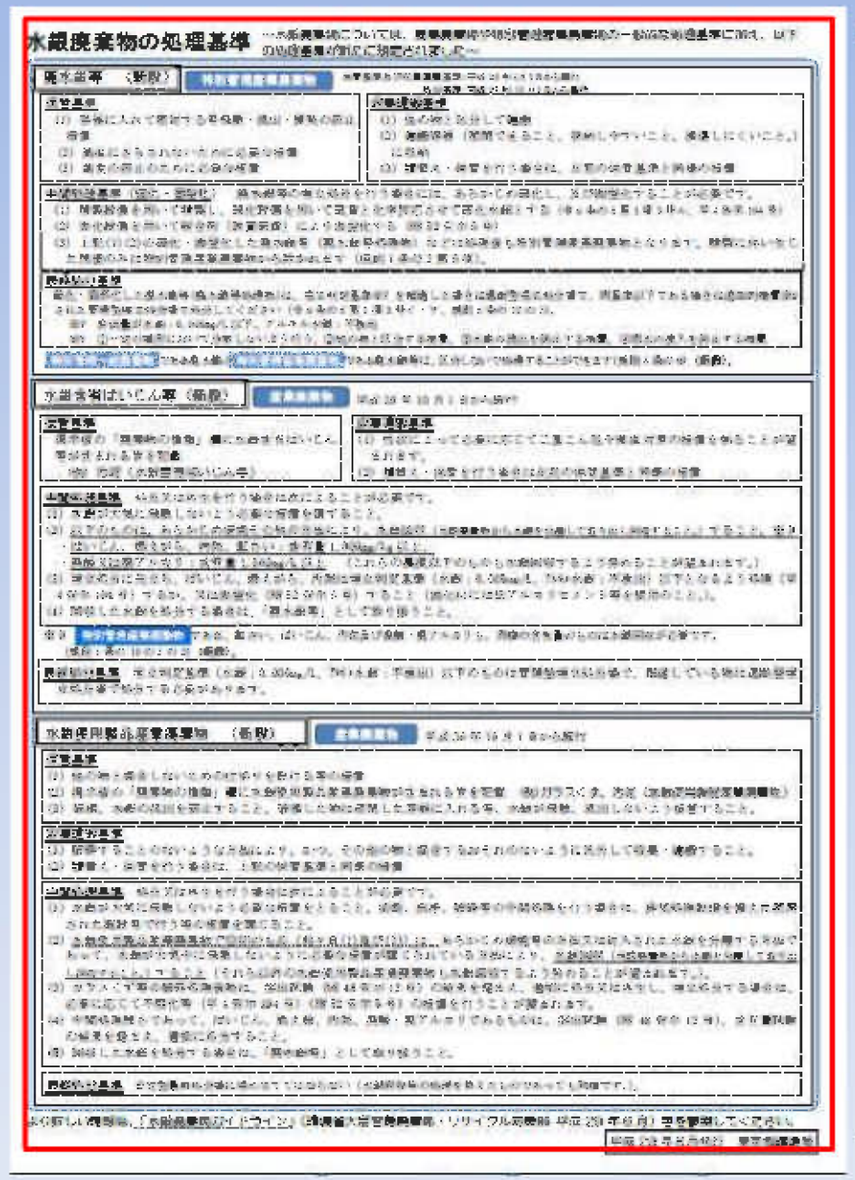
水銀廃棄物の処理基準

⑥各水銀廃棄物の処理基準

- 排出事業者による事業所での保管時には保管基準の遵守が、自らの運搬時には収集運搬基準の遵守が必要

- 処理業者（収集運搬業者、処分業者）への委託では、その業者が処理基準を遵守していることの確認が大切

参考資料（ホームページ）

●東京都環境局「水銀廃棄物の取扱いについて」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.html

※　本日ご紹介したリーフレット
「水銀廃棄物の取扱いについて」のPDF版を掲載

●環境省「水銀廃棄物関係」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/

「水銀廃棄物ガイドライン」
「廃棄物処理法施行令等の改正に関するQ&A」など

９　有害物等の廃棄物処理について（ＰＣＢ）

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

処理期限が法律で定められています！
期限内処理にご協力をお願いします。

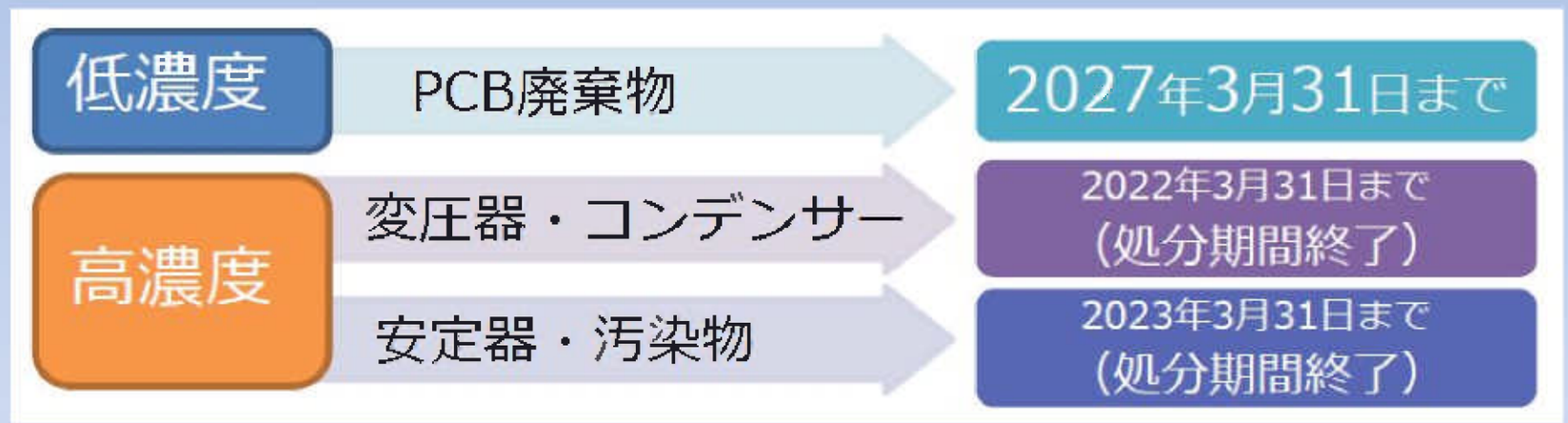

➡詳細はコチラ
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.files/PCB.pdf

10　まとめ

適正な産業廃棄物処理に向けて

■処理委託するまでの産業廃棄物の保管は適正か

■産業廃棄物処理委託契約は適正か

■ マニフェストの交付・確認・保管は適正か

■ 処理料金は適正か。直接払いか

■ 処理（運搬・処分）状況の確認は行っているか

■ 優良業者の活用を（第三者評価制度等）

■ 有害廃棄物はそれぞれの基準を遵守できているか

参考情報（パンフレット類）

☆　パンフレット、ガイドブック等

➢「東京都　産業廃棄物　広報」でクリック

〇産業廃棄物適正処理ガイドブック（令和元年10月）
〇産業廃棄物適正処理ハンドブック（令和４年5月）
〇水銀廃棄物の取扱いについて（平成30年5月）
〇建設廃棄物を適正に処理するために（平成23年10月）
〇建設工事・解体工事を行う皆様へ（令和４年５月）

☆　リチウムイオン電池の処理関係

〇「リチウムイオン電池　混ぜて捨てちゃダメ！」プロジェクト
（東京都）
〇使用済みリチウムイオン電池は分別して適切に排出してください
（環境省）

☆　産業廃棄物処理委託モデル契約書

➢「東京都　産業廃棄物モデル契約書」でクリック

参考情報（重要通知、連絡先等）

☆　環境省通知

○　産業廃棄物管理票制度の運用について
（平成23年３月17日）

○　廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について
（平成29年3月21日）

○　排出事業者責任に基づく措置に係る指導について
（平成29年6月20日）

○　行政処分の指針について
（令和3年４月14日）

☆　処理業者を探す

➢東京都処理業者検索システム
「東京都　産業廃棄物　処理業者」でクリック

➢東京都産業資源循環協会　03-5283-5455

☆　全般的なお問合せ

➢東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課指導担当
03-5388-3586

産業廃棄物の適正処理にご協力を
お願いいたします！

研修、お疲れ様でした。

東京都 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

2024公害防止管理者研修

騒音・振動に係る苦情

環境局環境改善部大気保全課

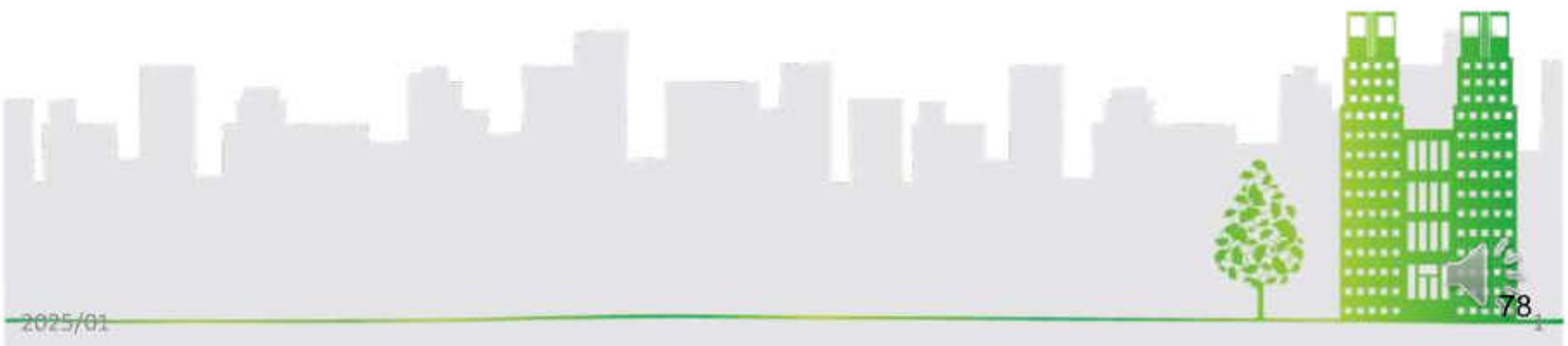

目次

騒音・振動に係る苦情の状況

1　都内における騒音・振動苦情

2　特定工場の苦情等と行政対応

3　騒音規制値の確認

1 都内における騒音・振動苦情

➢騒音苦情は、**約７％**

➢振動苦情は、**約３％**

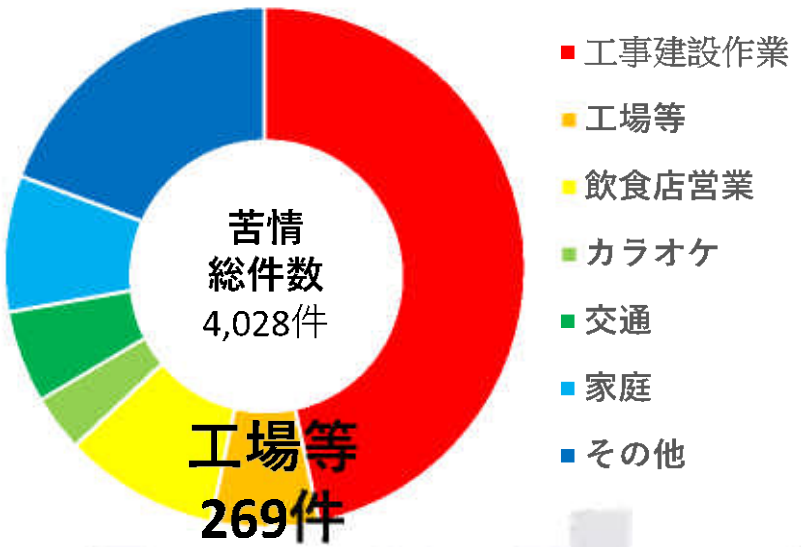

令和４年度　都内における騒音苦情件数

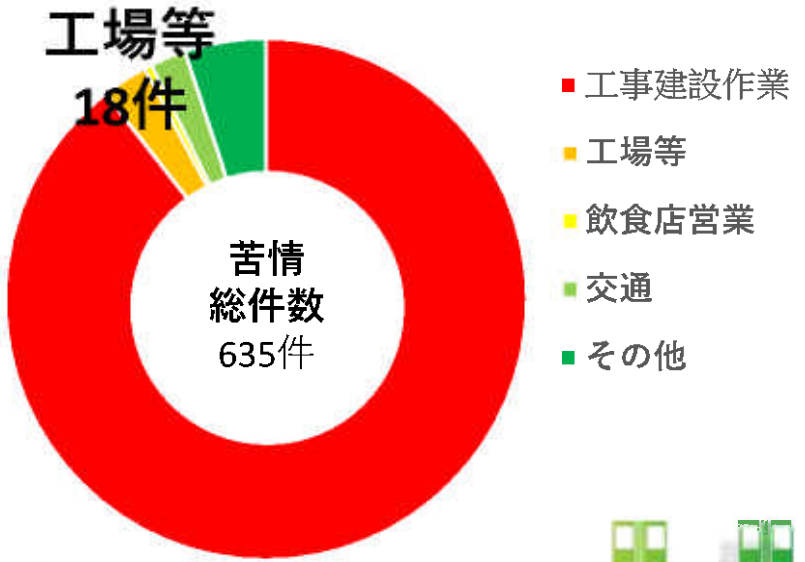

令和４年度　都内における振動苦情件数

東京都公害苦情統計調査より

1 都内における騒音・振動苦情

報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和３年 12 月 17 日
公害等調整委員会

令和２年度公害苦情調査結果の概要

○令和２年度の全国の公害苦情の受付件数は 81,557 件であり、対前年度比 11,099 件増加（＋15.8%）

・典型７公害の苦情は 56,123 件であり、対前年度比 9,568 件増加

➢ 「騒音」が 4,335 件、「大気汚染」が 2,782 件増加した影響が大きい

・典型７公害以外の苦情は 25,434 件であり、対前年度比 1,531 件増加

➢ 「生活系」廃棄物（家庭生活から発生するゴミ）の投棄が 1,685 件増加した影響が大きい

・発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」の 15,987 件（19.6%）が最も多く、次いで「工事・建設作業」が 11,865 件（14.5%）

➢ 対前年度比 11,099 件増加したのは、「焼却（野焼き）」が 3,902 件増加した影響が大きい

○典型７公害の苦情のうち、解決したと認められるまで地方公共団体が措置を講じた直接処理件数は 49,861 件

・約７割は「１週間以内」に処理

1 都内における騒音・振動苦情

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を把握するため、令和２年度公害苦情調査の公表に当たり実施した自治体のアンケート結果を【参考】として記載しています。

自治体アンケートの概要
実施時期：令和３年９月
実施対象：47 都道府県及び 1,741 市区町村（特別区を含む）
回 答 数：1,568 自治体（都道府県及び市区町村）
なお、本文中では、同一自治体内の複数の窓口から回答があった場合は、それぞれを１自治体とカウントしているため、総数は1,660自治体としている。

＜大幅に増加した理由＞

	大幅に増加した自治体	構成比
総数	229	100.0%
在宅時間の増加	131	57.2%
生活環境に関する考え方の変化	19	8.3%
報告する範囲を変更した	12	5.2%
その他	24	10.5%
わからない	43	18.8%

【参考】《アンケート結果から》

○令和２年度に受付件数が大幅に増加した理由

令和２年度の受付件数は 11,099 件増加したが、自治体窓口における受付件数について、前年度に比べ大幅な増減があったか聞いたところ、回答した 1,660 自治体（自治体又はその窓口[1]。以下「自治体」という。）のうち、「あまり変わらなかった」が 1,351 自治体（81.4%）と最も多く、次いで「大幅に増加した」が 229 自治体（13.8%）、「大幅に減少した」が 60 自治体（3.6%）、「無回答」が 20 自治体（1.2%）となっている。

また、「大幅に増加した」と回答した 229 自治体に理由を聞いたところ、「在宅時間の増加」が 131 自治体（57.2%）と最も多く、次いで「わからない」が 43 自治体（18.8%）、「生活環境に関する考え方の変化」が 19 自治体（8.3%）となっている。

令和２年度公害苦情調査結果概要より抜粋

1 都内における騒音・振動苦情

都内騒音苦情の推移(H25～R4)

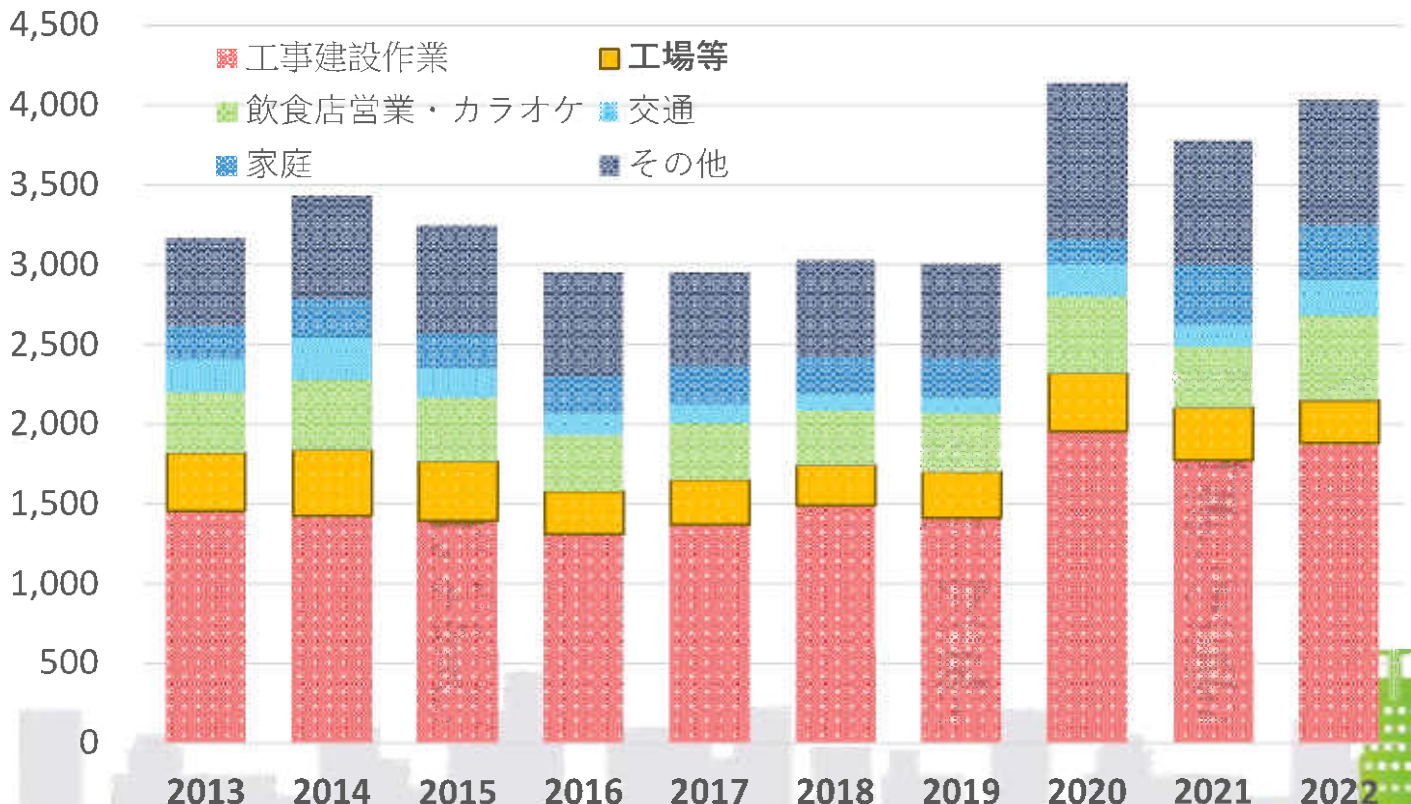

東京都公害苦情統計調査より

1 都内における騒音・振動苦情

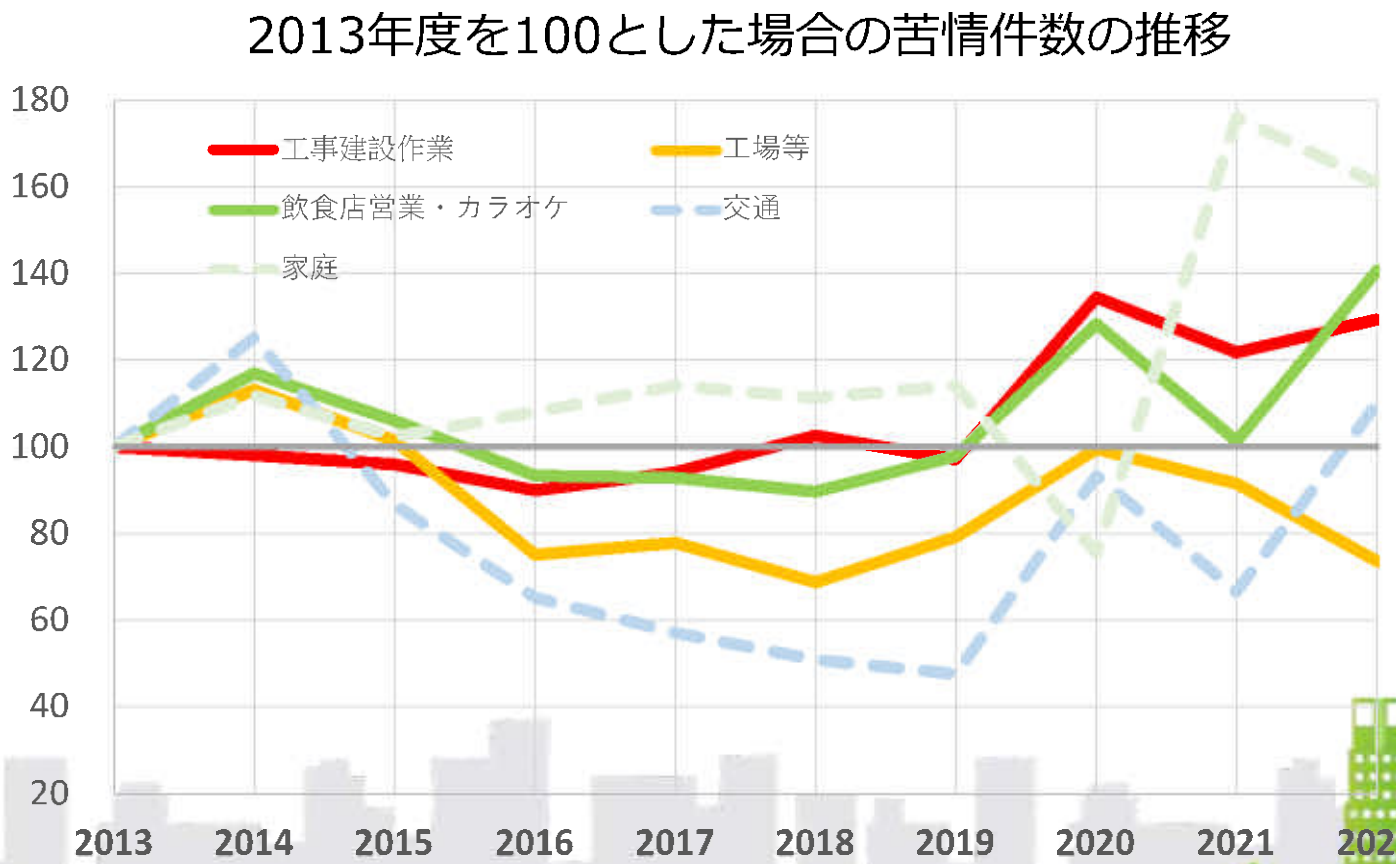

東京都公害苦情統計調査より

1 都内における騒音・振動苦情

都内振動苦情の推移(H25～R4)

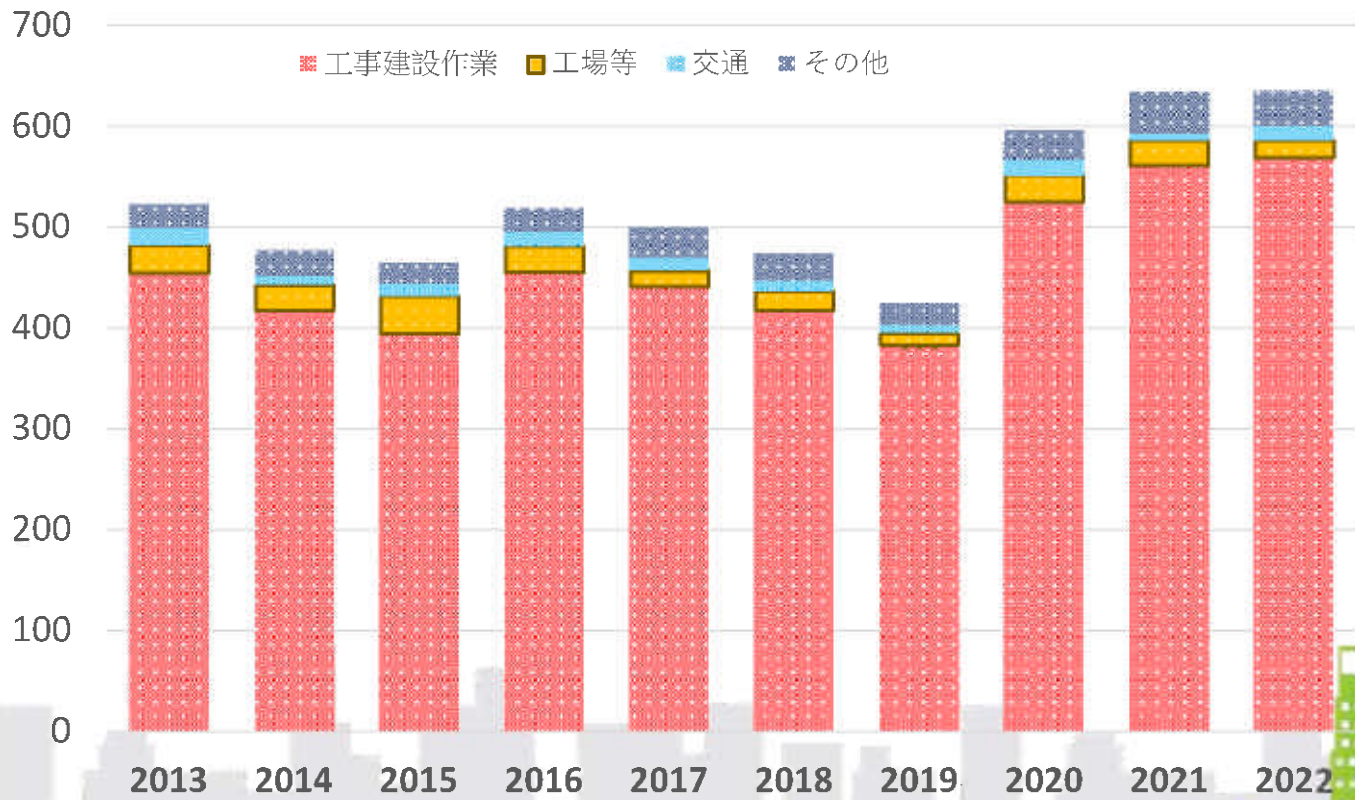

東京都公害苦情統計調査より

1 都内における騒音・振動苦情

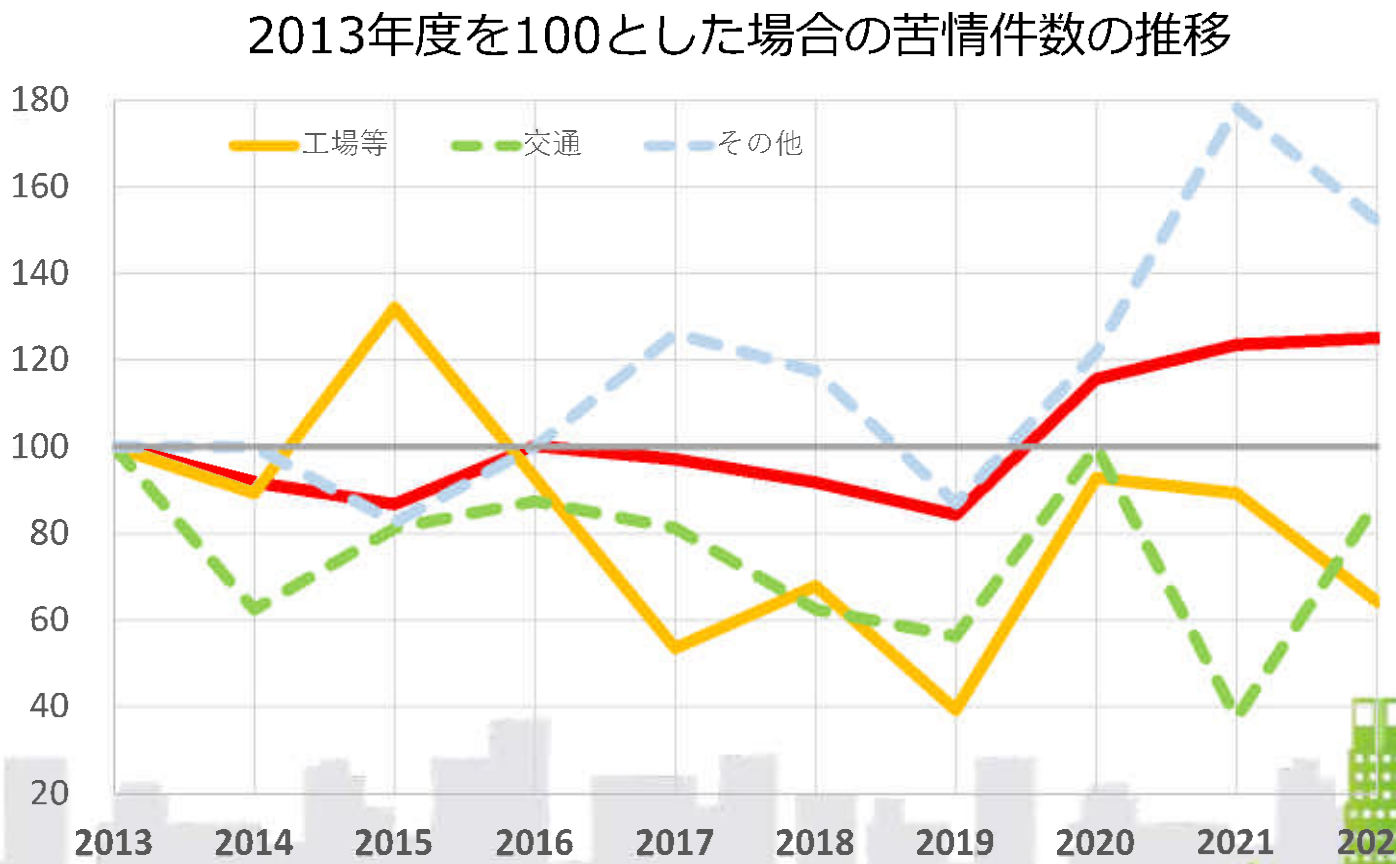

東京都公害苦情統計調査より

2 特定工場の苦情等と行政対応

都内騒音規制法指定地域内における特定工場の騒音苦情(H30～R4)

	H30	R1	R2	R3	R4
金属加工機械	23	15	19	20	15
空気圧縮機等	14	8	7	10	13
土石用破砕機等	2	8	1	4	6
織機	1	0	0	0	1
建設用資材造型機械	2	2	4	9	2
穀物用製粉機	1	0	0	0	0
木材加工機械	0	0	0	1	0
抄紙機	0	0	0	0	0
印刷機	3	2	2	3	3
合成樹脂用射出成形機	0	1	2	1	1
鋳型造型機	1	0	0	0	0
合計	47	36	35	48	41

2 特定工場の苦情等と行政対応

都内工場等と特定工場の騒音苦情件数の推移(H30～R4)

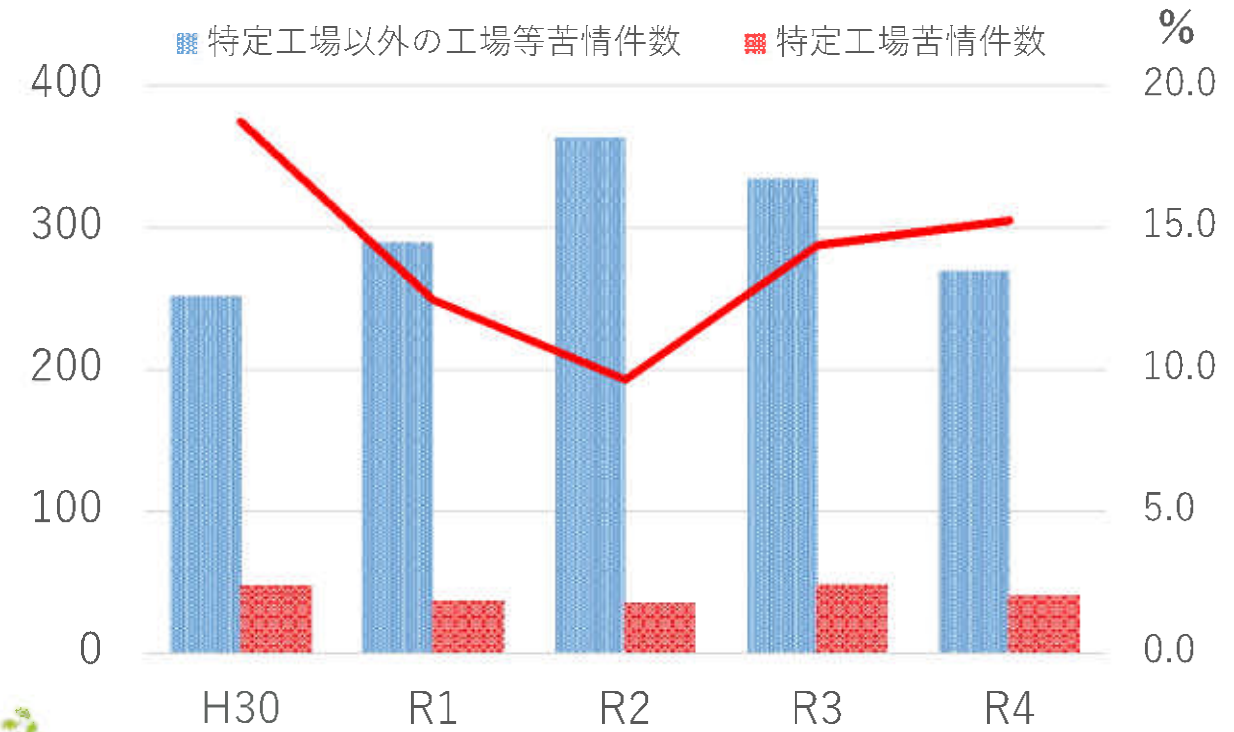

2 特定工場の苦情等と行政対応

都内特定工場の騒音苦情に対する行政の立入件数の推移(H30～R4)

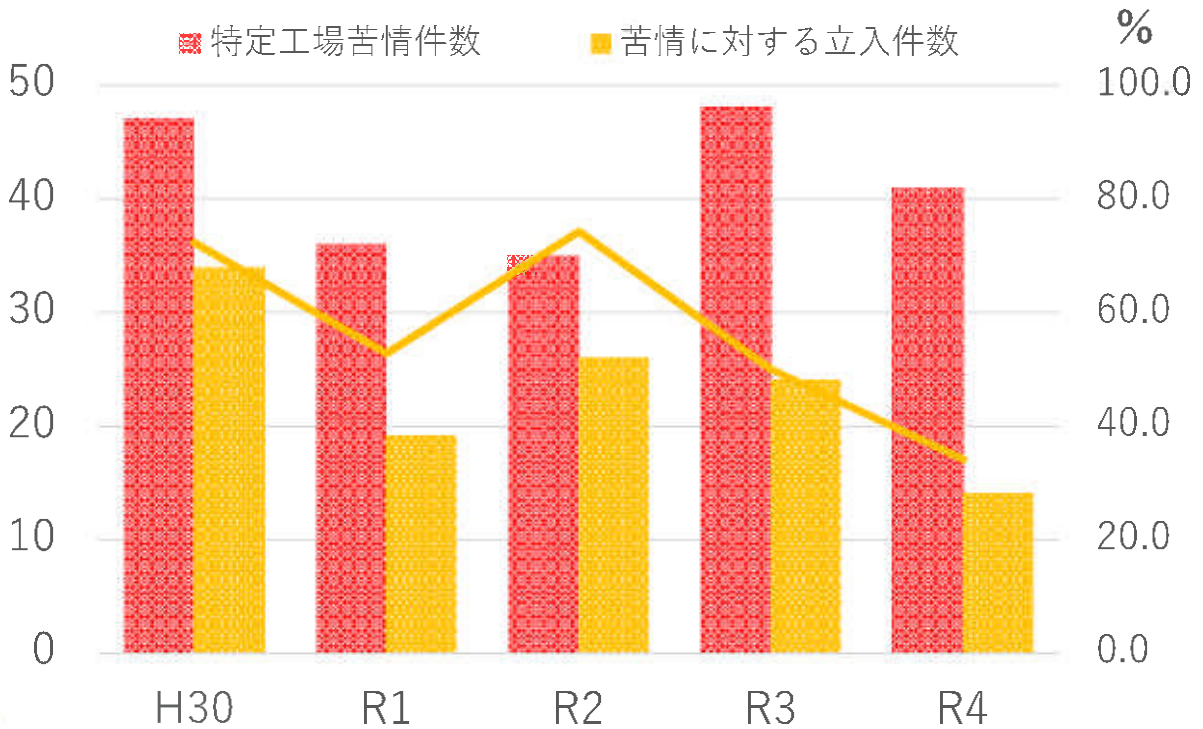

2 特定工場の苦情等と行政対応

都内特定工場の騒音苦情に対する行政の指導件数の推移(H30～R4)

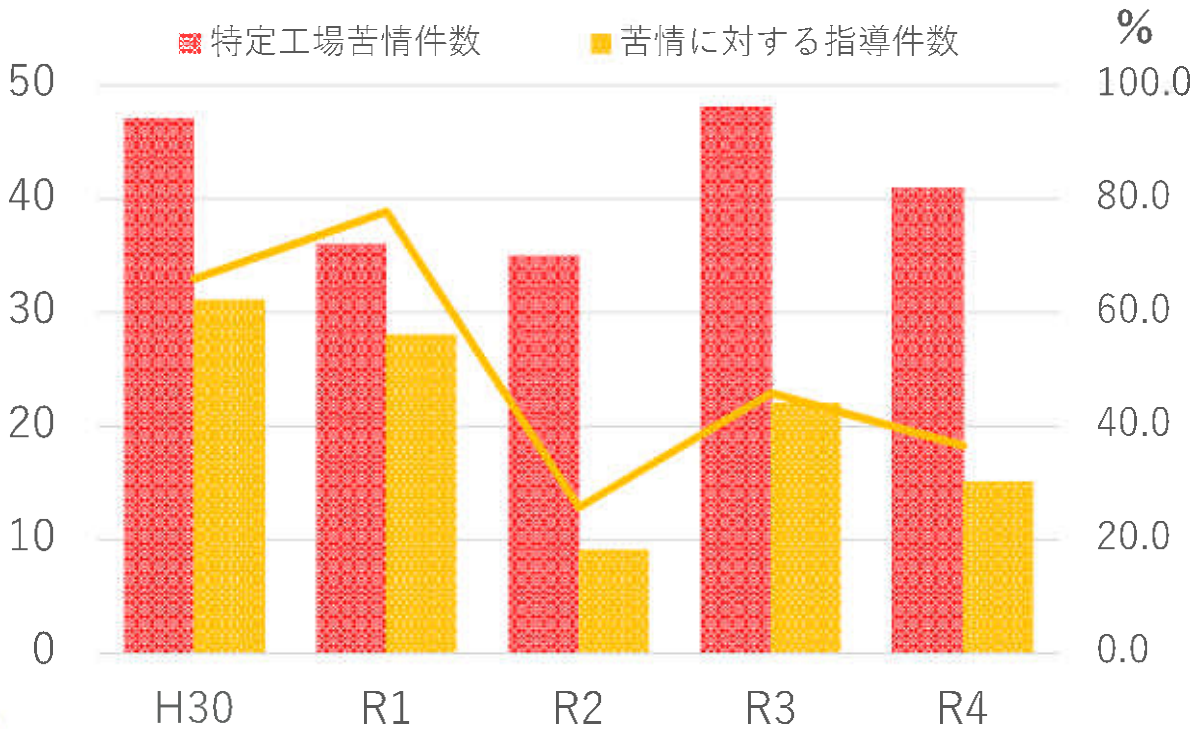

2 特定工場の苦情等と行政対応

都内騒音規制法指定地域内における特定工場の振動苦情(H30～R4)

	H30	R1	R2	R3	R4
金属加工機械	4	3	10	11	5
圧縮機	0	0	1	6	1
土石用破砕機等	3	1	1	1	4
織機	0	0	0	0	0
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ	1	0	0	0	0
木材加工機械	0	0	0	0	0
印刷機	0	0	0	0	0
ロール機	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	1
鋳型造型機	0	0	0	0	0
合計	8	4	12	18	11

2 特定工場の苦情等

都内工場等と特定工場の振動苦情件数の推移(H30～R4)

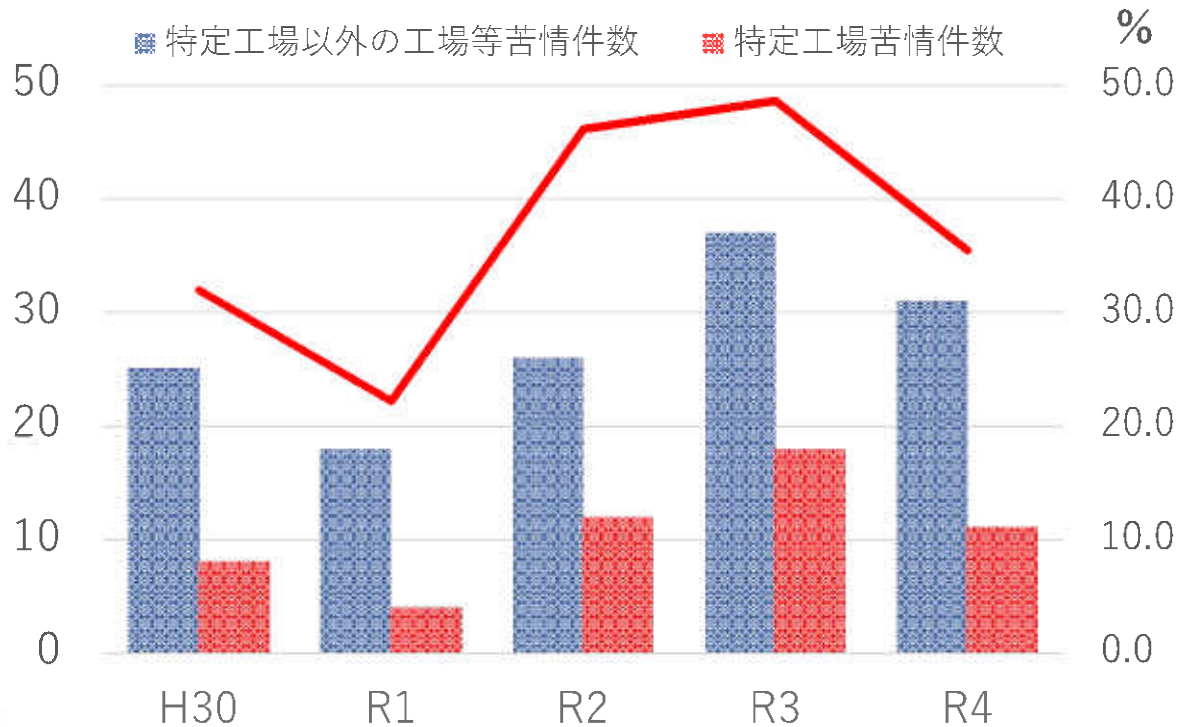

2 特定工場の苦情等と行政対応

都内特定工場の振動苦情に対する行政の立入件数の推移(H30～R4)

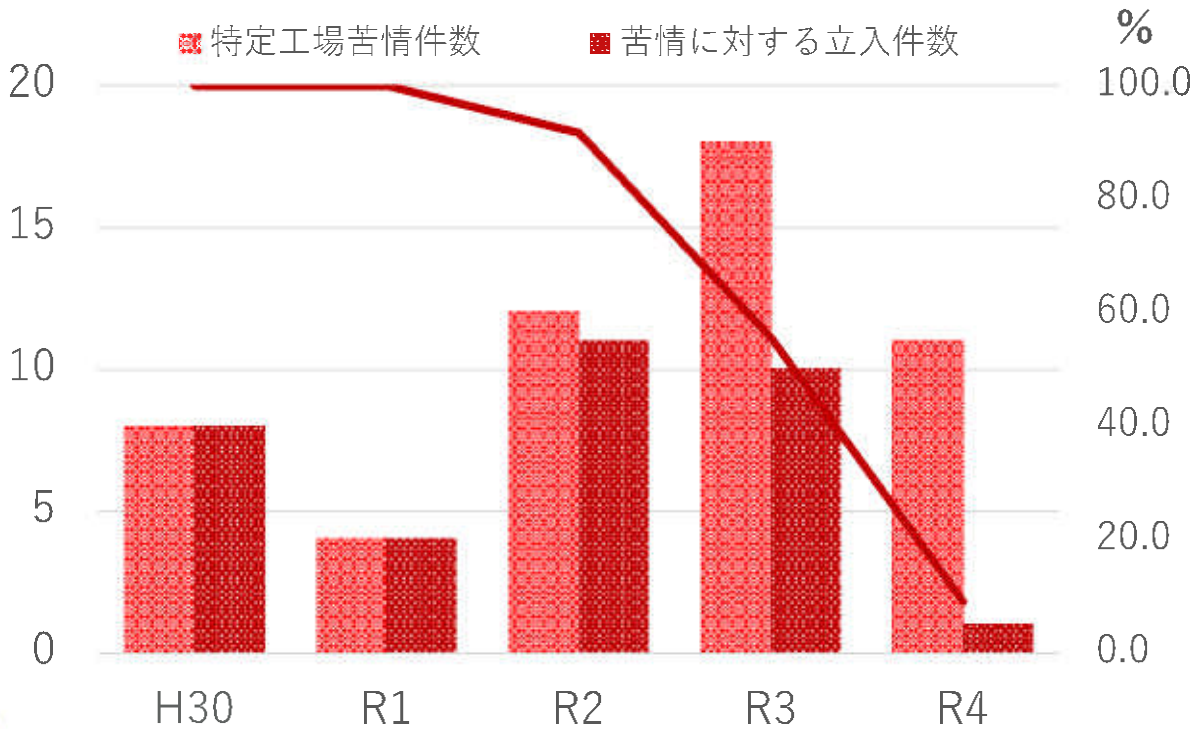

2 特定工場の苦情等と行政対応

都内特定工場の振動苦情に対する行政の指導件数の推移(H30～R4)

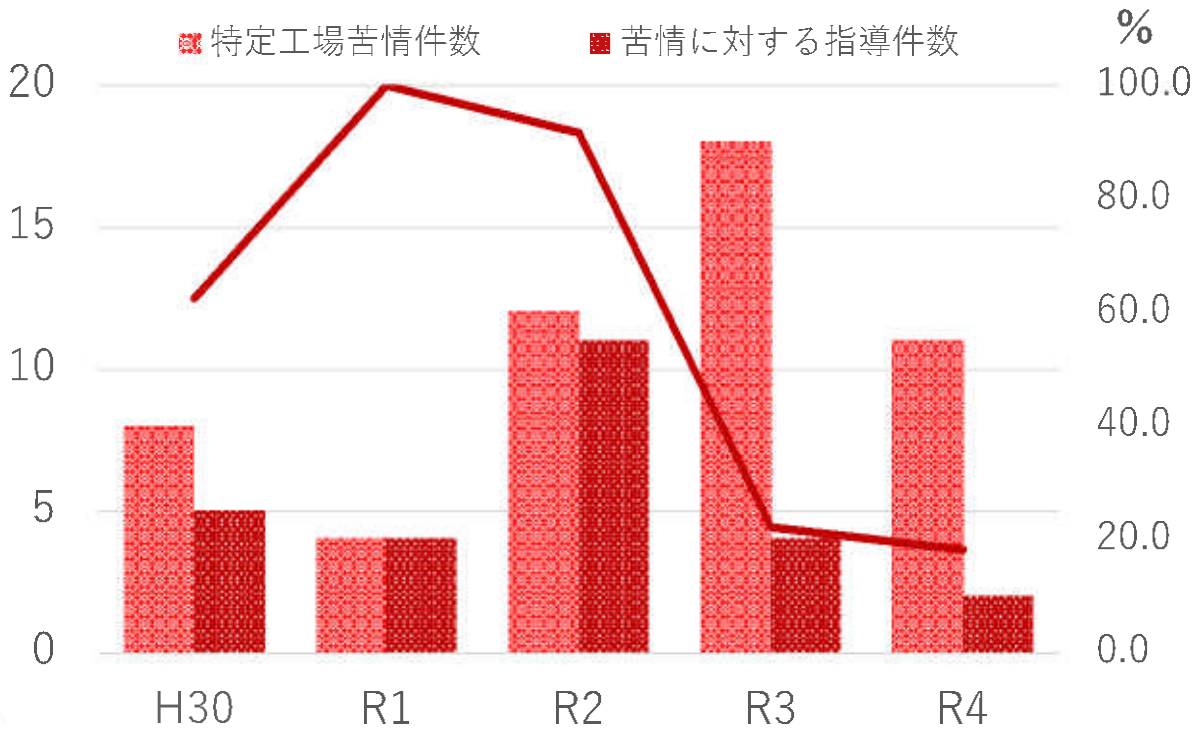

3 騒音規制値の確認

特定工場等に係る規制基準

区域の区分		音量(dB)			
		時間区分			
種別	該当地域	6時 朝 8	昼間 19	20 夕 23	夜間 6
第１種区域	第１・２種低層住居専用地域、田園住居地域、AA地域、上記地域に接する地先及び水面	40	45	40	40
第２種区域	第１・２種中高層住居専用地域、第１・２種住居地域、準住居地域、無指定地域、**第１特別地域**	45	50	45	45
第３種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、**第２特別地域**、上記地域に接する地先及び水面	55	60	55	50
第４種区域	工業地域、**第３特別地域** 上記地域に接する地先及び水面	60	70	60	55

１ 第２種区域、第３種区域又は第４種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の**敷地の周囲おおむね50mの区域内**における規制基準は、当該値から**5dBを減じた値**とする。

3 騒音規制値の確認

特別地域とは

➢規制値が二段階以上離れている区域が接している地域に適用

第１特別地域	第２特別地域	第３特別地域
第２種区域**規制値**を適用	第３種区域**規制値**を適用	第４種区域**規制値**を適用
近隣商業地域・商業地域(3種区域)、準工業地域(3種区域)・工業地域(4種区域)、工業専用地域の内、第１種区域に接する地域であって、第１種区域の周囲30m以内の地域	工業地域(4種区域)、工業専用地域の内、第２種区域に接する地域であって、第２種区域の周囲30m以内の地域(※第１種特別地域除く)	工業専用地域の内、第３種区域に接する地域であって、第３種区域の周囲30m以内の地域(※第１・２種特別地域除く)

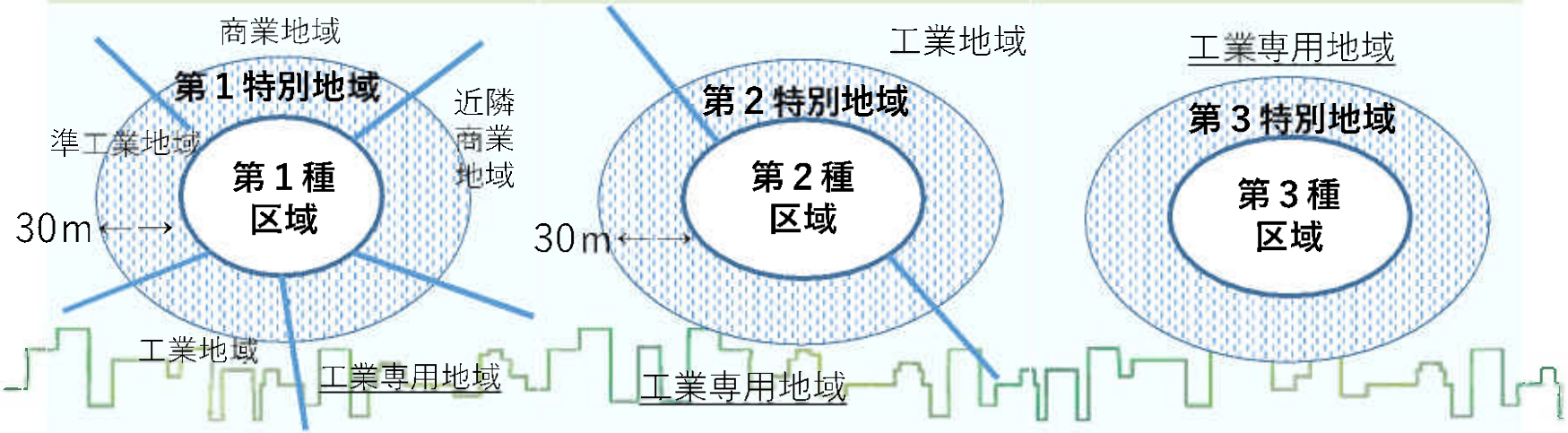

3 騒音規制値の確認

特別地域の例

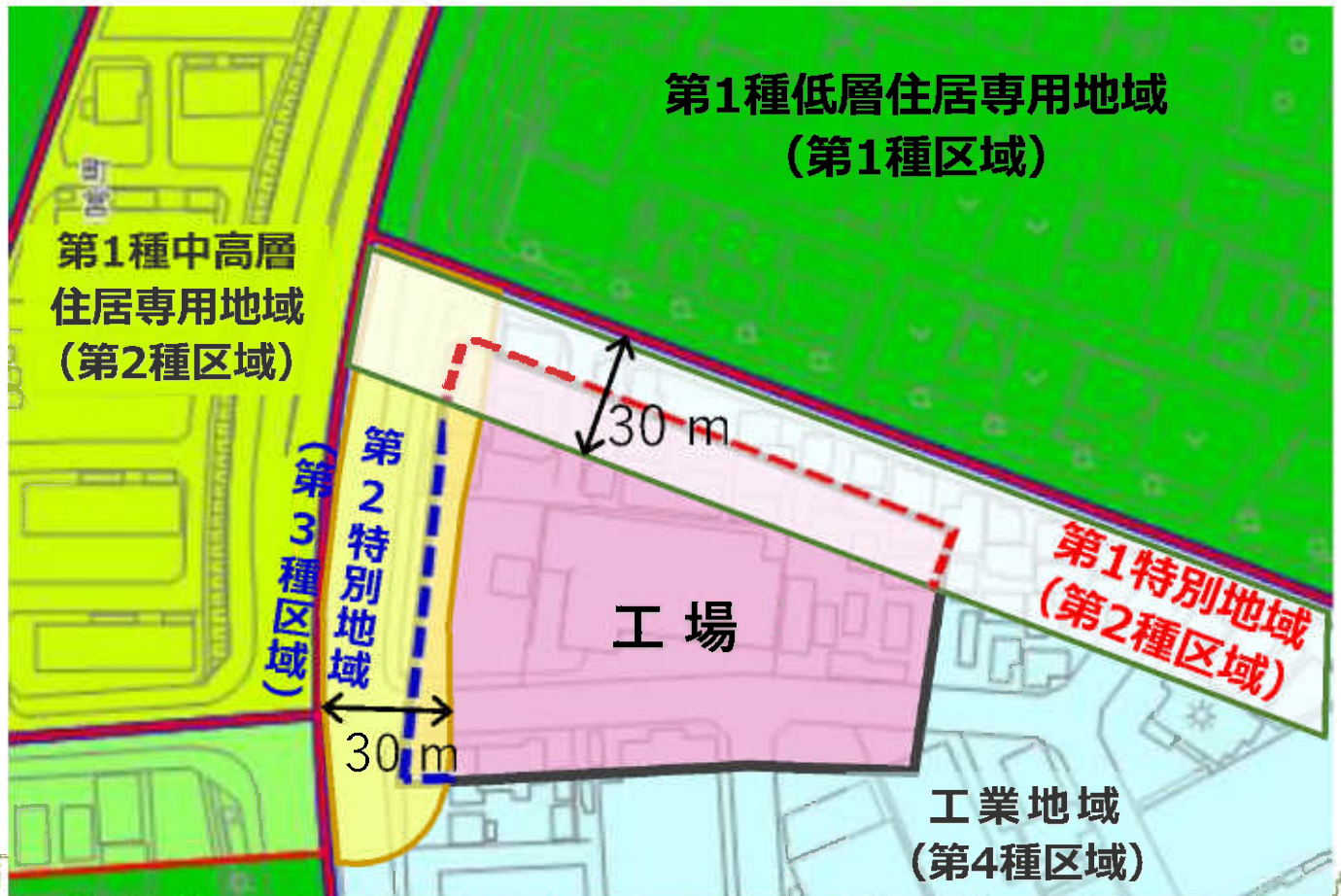

3 騒音規制値の確認

事業場等に係る規制基準の確認

1 事業場等の敷地境界の用途地域の確認

2 敷地境界らおおむね50m以内に学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園がないか確認

3 事業場等の敷地境界から30m以内に規制値が二段階以上離れている用途地域が接しているか確認

おわりに

東京都では快適な環境創出に
取り組んでおります。

ご協力よろしくお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

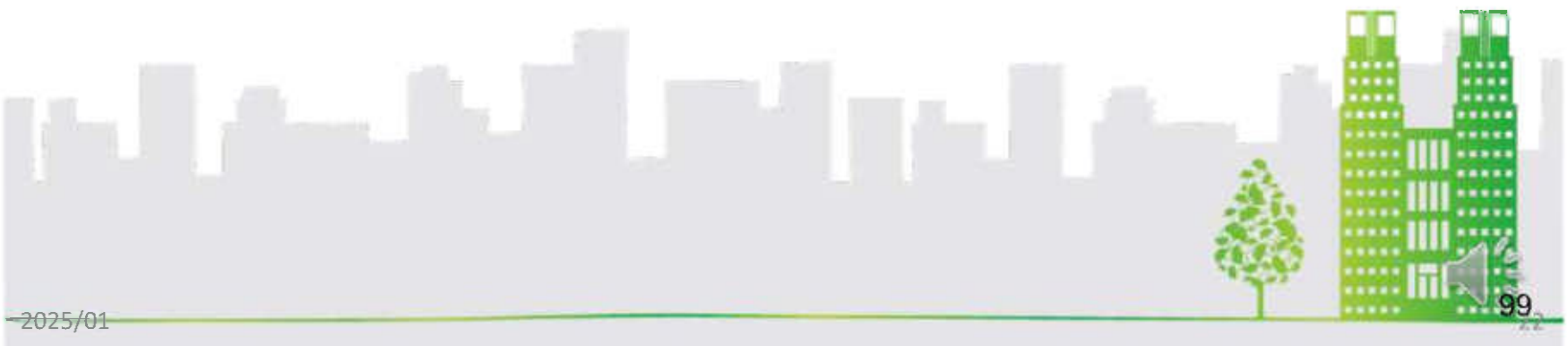

工場における
環境確保条例上の基本的な義務と
環境法令等の最新の動き

東京都環境局環境改善部
大気保全課基準担当

公害と聞いて何を思い浮かべますか

公害とは

法令上は、それぞれの現象面に着目して、
特定の環境の侵害を列挙し、定義している。

昭和30年代 場所不明
林立しているのは、工場の煙突です。
このように、当時は一般の住宅と工場が軒を接していました。黒い煙が街を覆い、空はどんより曇り、遠くはかすんで見通しがききません。
一番手前に物干台が写っていますが、洗濯物を干しても煤（すす）で汚れてしまうほどでした。

出典：写真集 記録「東京の公害」 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/data/photo/scenery/index.html

公害とは

東京都環境基本条例における定義

（第2条）

いわゆる典型7公害

この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

公害とは

都内の大気環境

一般環境大気測定局（住宅地域等）の経年推移

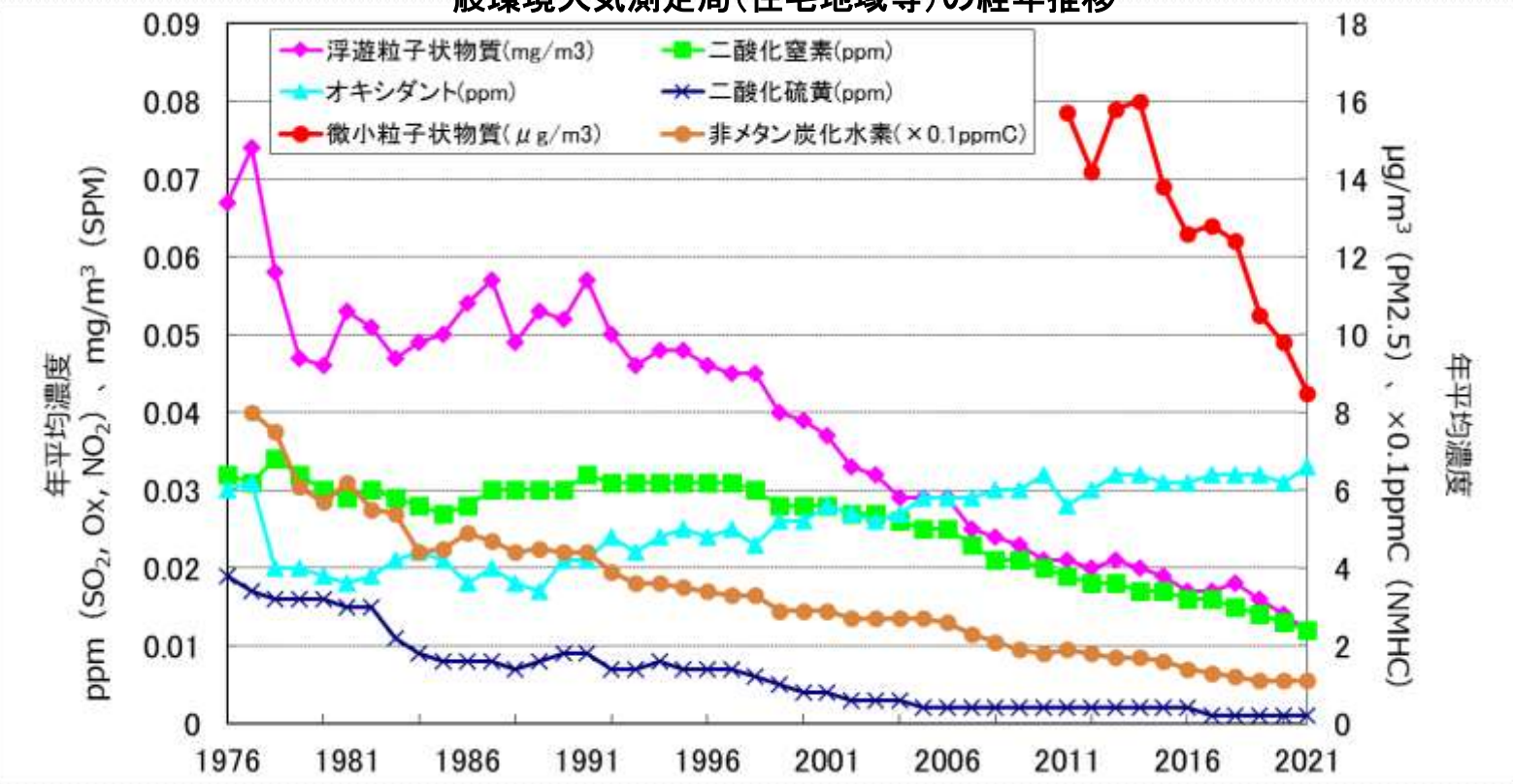

※休止中の測定局を除く

公害とは

都内の水環境

都内河川のBODの経年推移

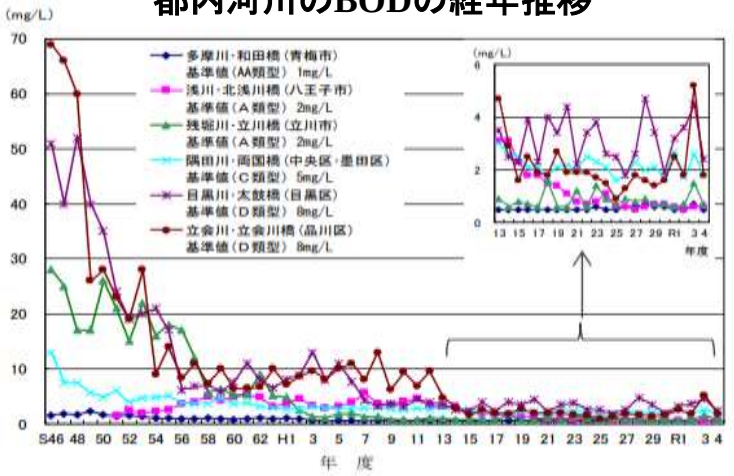

東京都内湾のCODの経年推移

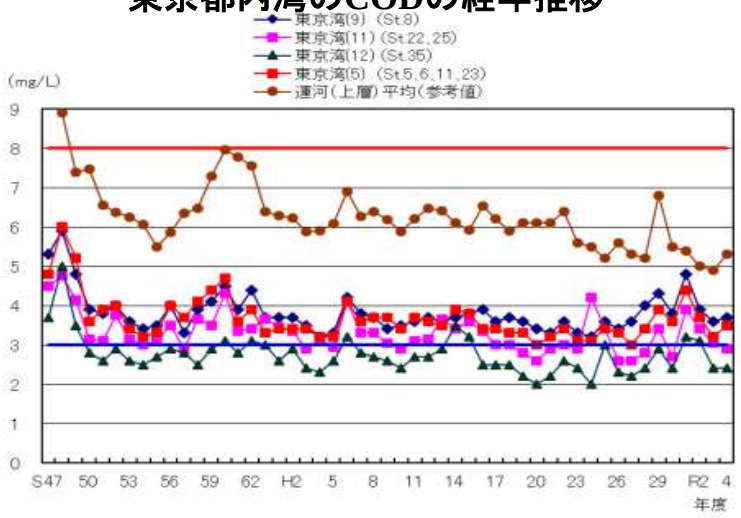

東京都内湾の全窒素の経年推移

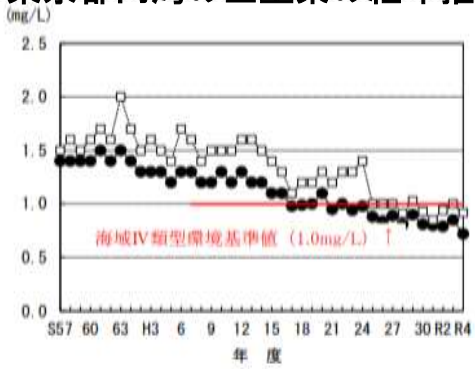

図6 全窒素の経年変化

東京都内湾の全りんの経年推移

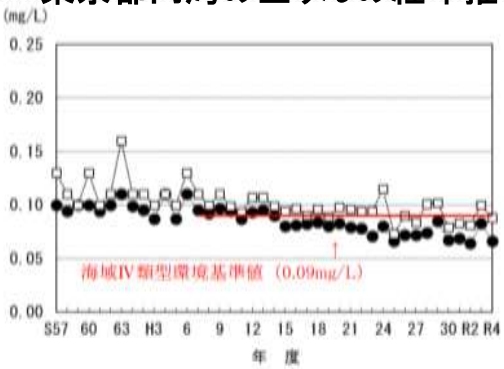

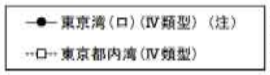

図7 全りんの経年変化

公害とは

都内の地盤沈下

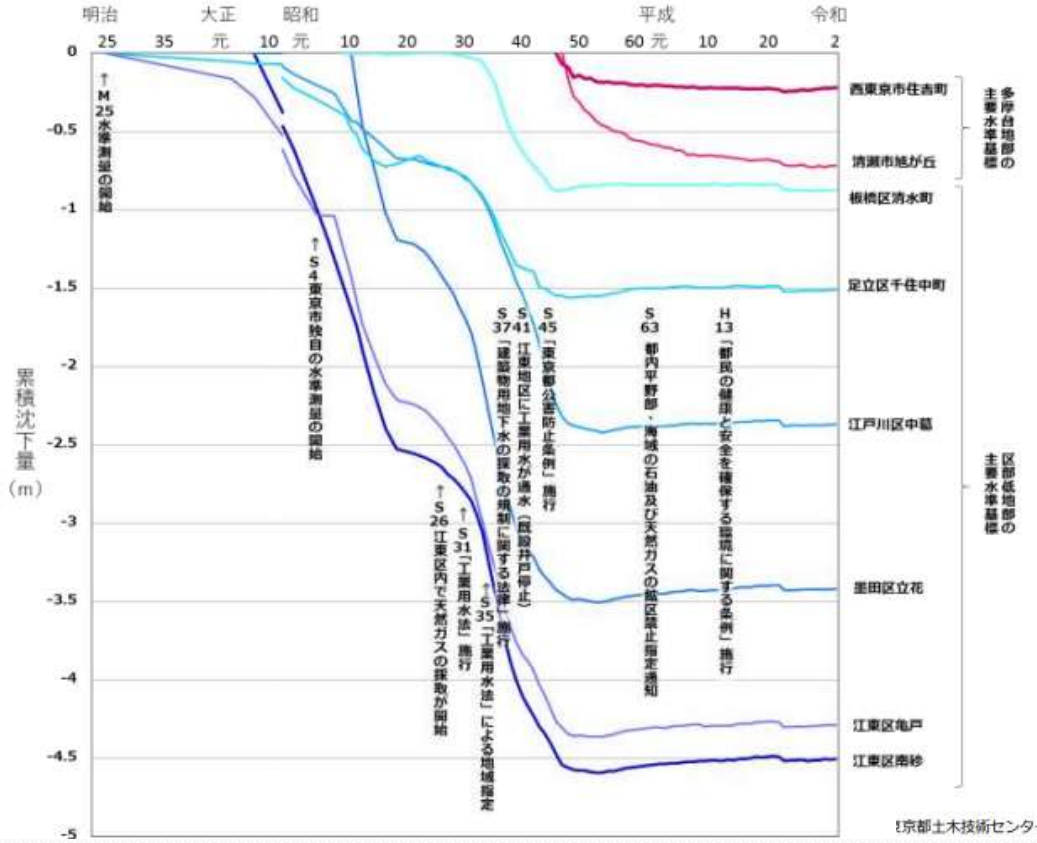

京都土木技術センター、現東京都土木技術支援・人材育成センター「地盤沈下調査報告書」[2]より作成

江東区南砂町地盤沈下観測所のモニュメント

公害とは

都内の騒音振動、悪臭

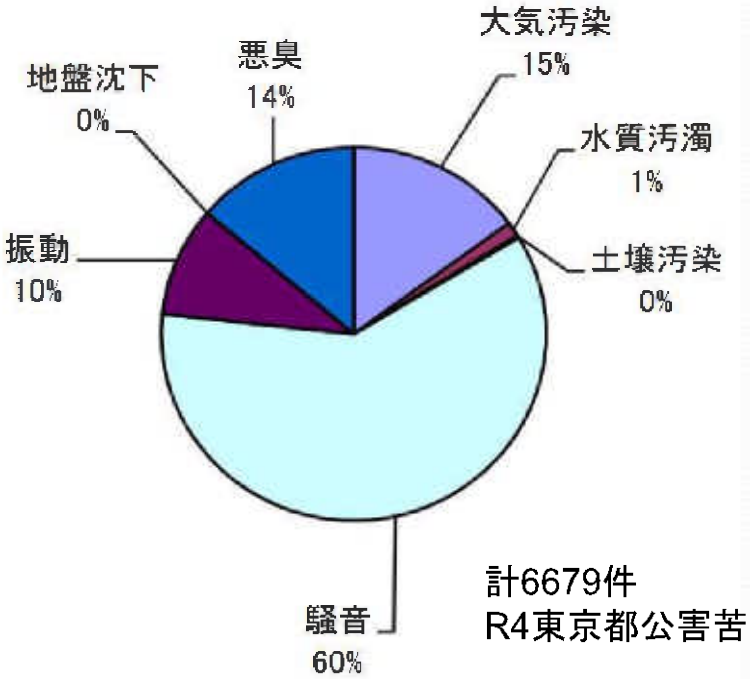

計6679件
R4東京都公害苦情統計調査より

➢騒音振動の苦情は典型７公害の苦情のうち約７割で圧倒的に多い

➢次いで大気汚染、悪臭

公害とは

都内の騒音振動、悪臭

➢騒音苦情の**約５割**は、建設作業騒音

➢振動苦情の**約９割**は、建設作業振動

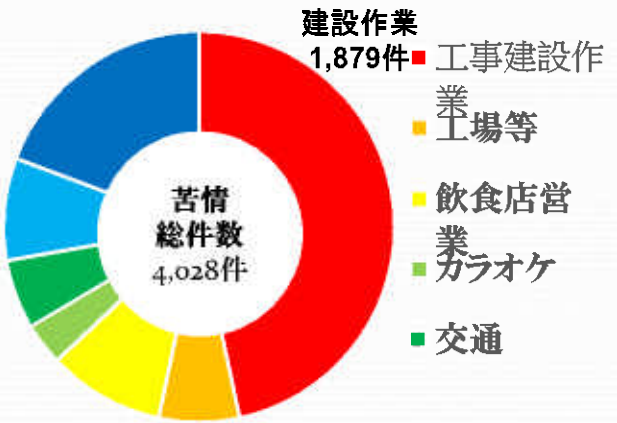

令和4年度　都内における騒音苦情件数

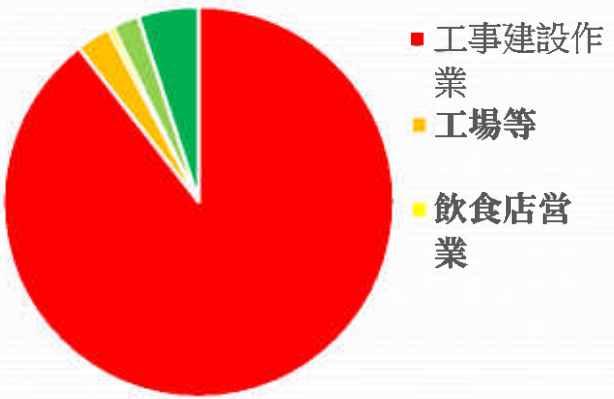

令和4年度　都内における振動苦情件数

東京都公害苦情統計調査より

公害とは

都内の騒音振動、悪臭

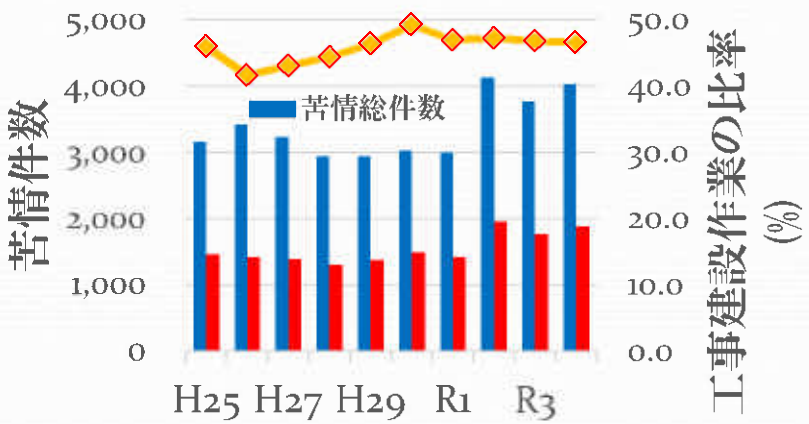

都内における騒音苦情件数の経年変化

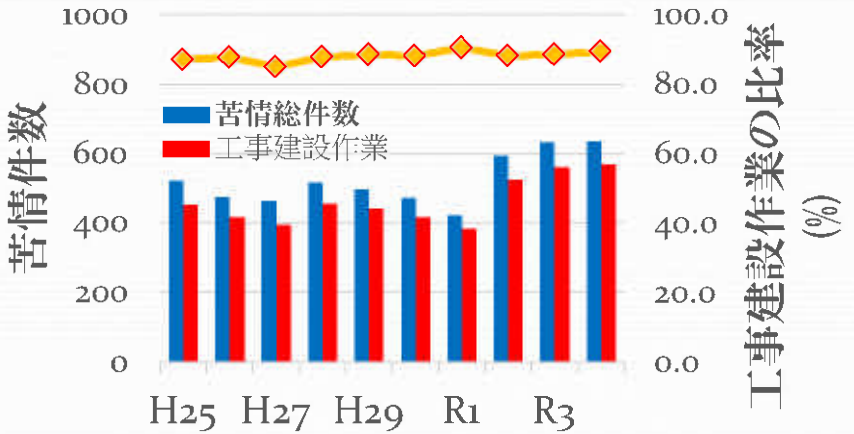

都内における振動苦情件数の経年変化

公害とは

都内の土壌環境

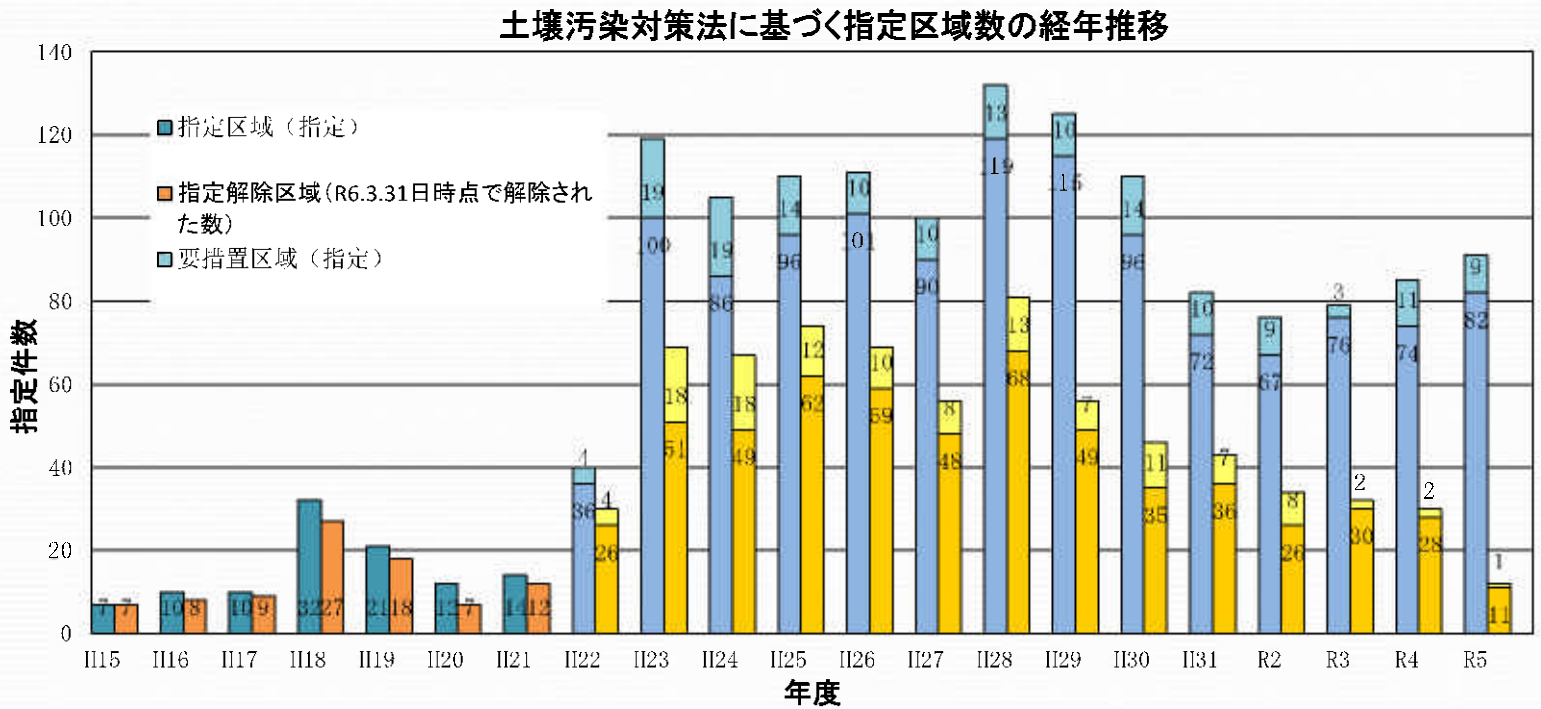

公害とは

今後の公害行政

▸東京都環境基本計画（2022, 東京都）

戦略３－１　大気環境等の更なる向上
⇒＜2050年のあるべき姿＞世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境を実現している

PM2.5 2030年度：10 μg/m³ 以下（各測定局の年平均濃度）

光化学オキシダント
2030年度：光化学スモッグ注意報※1発令日数０日
2030年度：全測定局で光化学オキシダント濃度※2 0.07ppm以下

※1　オキシダント濃度が0.12ppm以上になりその状態が継続すると認められるときに発令
※2　8時間移動平均値の日最高値の年間4位値の3年平均値

公害の歴史

- 写真集　記録「東京の公害」

https://www.kankyo1.metro.tokyo.lg.jp/data/photo/scenery/index.html

- 環境行政の歴史（2012年度）
- https://www.youtube.com/watch?v=AMy0hr5vHPU（1/3）
- https://www.youtube.com/watch?v=xe64OsC9m3A（2/3）
- https://www.youtube.com/watch?v=MAVSPI-z00k（3/3）

- 東京都の大気汚染対策（2012年度）
- https://www.youtube.com/watch?v=Q6A5sZ4pu8U（1/3）
- https://www.youtube.com/watch?v=XKLop5v3r2I（2/3）
- https://www.youtube.com/watch?v=yeMx2UQhyt4（3/3）

内容

1　環境確保条例※の基本的な義務

操業中の工場における基本的な届出等の再確認

2　環境法令等の最新の動き

※正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」であり、
本資料においては「環境確保条例」又は「条例」という。

環境確保条例

公害防止管理者の職務（規則※第48条第2項）

- 当該工場を設置している者に対し、条例の規定を誠実に遵守するよう助言し、及び作業の方法、施設の維持等の技術的事項について、当該工場から公害を発生させないよう監督を行うこと。
- 当該工場の付近の住民に対し、当該工場の公害の防止方法等について周知させること。

本日説明するテーマ

⇒　条例規定の基本である申請届出等

※正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」であり、本資料においては「環境確保条例施行規則」又は「規則」という。

環境確保条例

適正管理化学物質の使用量等の報告①

	適正管理化学物質の使用量等の報告
どのような時に	適正管理化学物質を100kg以上取り扱うとき
いつまでに	毎年6月末日まで
様式	適正管理化学物質の使用量等報告書（規則第28号様式）
条文の規定	第110条　工場及び指定作業場を設置している者で、規則で定める量以上の適正管理化学物質（性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を取り扱うもの（以下「適正管理化学物質取扱事業者」という。）は、事業所ごとに、毎年度、その前年度の当該適正管理化学物質ごとの使用量等の把握を行い、規則で定めるところにより知事※に報告しなければならない。 2　前項の場合において、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、主務大臣に排出量等の届出を行った者は、その届出を行った事項については、当該届出を行った年度における前項の報告を要しない。
罰則規定	科料に処する（第163条）

※区市にある工場の報告先は各区市長（以下同様）

環境確保条例

適正管理化学物質の使用量等の報告②

	化学物質適正管理制度(環境確保条例)	(参考)PRTR制度(化管法)
制度開始	2001(平成13)年10月	2001(平成13)年4月 (2010(平成22)年4月改正施行)※
対象物質の着眼点	性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる物質として指定したもので、条例による濃度規制の対象物質にもなっているもの 59種類	人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する物質として指定されたもの 462種類※
報告対象	・年間取扱量100kg以上の工場及び指定作業場 ・従業員数の規模要件はなし	・年間取扱量1トン以上の製造業等24業種の事業所 ・従業員数21人以上
把握及び報告内容	5項目 ・使用量 ・製造量 ・製品としての出荷量 ・環境への排出量 ・事業所外(廃棄物・下水道)への移動量	2項目 ・環境への排出量 ・事業所外(廃棄物・下水道)への移動量

※令和5年4月1日に改正あり(詳細はp33参照)

環境確保条例

現況届①

	現況届
対象	別表第8に掲げる工場
どのような時に	直近の認可（設置認可・変更認可）を受けた日から3年ごとに
いつまでに	30日以内
様式	工場現況届出書（規則第12号様式）
条文の規定	第86条　別表第8に掲げる工場を設置している者は、第81条第1項の規定による認可又は第82条第1項の規定による直近の認可を受けた日から起算して3年を経過するごとに当該経過した日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1)　氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2)　工場の名称及び所在地 (3)　建物及び施設の状況 (4)　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況及びその防止の方法 (5)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
罰則規定	10万円以下の罰金に処する（第162条）

環境確保条例

現況届②　条例別表第8に掲げる工場

1　金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉若しくは煅焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場

2　金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場

3　製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のものを有する工場

4　動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場

5　動物質廃棄物の焼却作業を行う工場

6　レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場

7　金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋲打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場

8　金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場

9　無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

環境確保条例

現況届③　様式

第12号様式（第37条関係）

工場現況届出書

年　月　日

東京都知事殿

住所

氏名

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第36条の規定により、工場の現況について、次のとおり届け出ます。

設置認可番号・年月日	第　号　年　月　日		
工場の名称			
工場の所在地			
建物の構造	別紙（　）のとおり	周辺の状況	別紙（　）のとおり
資本金	円	主たる業種	（日本標準産業分類による）（分類番号）
作業時間	時から　時まで（　時間）		
自動車の出入口が接する道路の幅員	m	従業員数	人
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名　電話番号		
地下水の取水の方法			
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況	（発生施設の名称、発生状況）（　）		
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止状況	（防止施設等の名称、防止の方法）（　）		
最近3年間に発生した事故の発生年月日及び被害の概要	発生年月日	被害の概要	
周囲100メートル以内の学校等［illegible］	別紙（　）のとおり		

※受付欄 ［illegible］

1　条例別表第8（1・2・3・4・5・6・7・8・9）号の工場に該当

2　公害の種類（ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭）

備考　1　※印の欄には記入しないこと。

2　「設置認可番号・年月日」、「工場の名称」及び「工場の所在地」欄を除き、直近の認可のときの状況と異なる事項のみを記入すること。

3　A欄には、届出書に添付する別紙に一連番号を付した上、該当する別紙番号を記入すること。

4　ばい煙等の発生状況又はばい煙等の防止の方法について、この様式各欄に記入しきれないときは、図面、写真等を利用すること。

（日本産業規格A列4番）

環境確保条例

工場変更の認可①

	工場変更の認可
どのような時に	・業種並びに作業の種類及び方法 ・建物及び施設の構造及び配置 ・ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法 を変更しようとするとき
いつまでに	あらかじめ（60日前）
様式	工場設置（変更）認可申請書（規則第7号様式）※
条文の規定	第82条　既に設置している工場に係る前条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。
罰則規定	15万円以下の罰金に処する（第161条）

※工場変更の認可でも工場設置認可申請書と同じ様式を使用

※申請手数料は7,600円（条例第83条）

※工事完了後は完成届が必要

環境確保条例

工場変更の認可② 【参考】設置認可

	設置の認可
条文の規定	第81条　工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。 2　前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1)　氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2)　工場の名称及び所在地 (3)　業種並びに作業の種類及び方法 (4)　建物及び施設の構造及び配置 (5)　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法 (6)　自動車の出入口が接する道路の幅員 (7)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

環境確保条例

工場変更の認可③ 【参考】軽微変更

	軽微な変更（規則第32条）
条文の規定	（軽微な変更） 第32条　条例第82条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更であって、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変化を伴わないものとする。 一　原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更 二　同一作業場内における施設の配置の変更 三　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更

環境確保条例

変更届・廃止届①

	変更届・廃止届
どのような時に	① 変更届 ・認可を受けた者の氏名、住所 （法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ・工場の名称、所在地　に変更があったとき ② 廃止届 ・工場を廃止したとき
いつまでに	30日以内（変更後又は廃止後）
様式	① 工場（指定作業場）氏名等変更届出書（規則第13号様式） ② 工場（指定作業場）廃止届出書（規則第14号様式）
条文の規定	第87条　第81条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
罰則規定	科料に処する（第163条）

環境確保条例

変更届・廃止届②　様式

第13号様式（第39条関係）

工　場
指定作業場　氏名等変更届出書

年　月　日

東京都知事　殿

住　所
氏　名

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場
指定作業場　について次のとおり変更したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第87条第93条第1項において準用する同条例第87条の規定により届け出ます。

認可番号・年月日		第　号　年　月　日
工場（指定作業場）の名称		
工場（指定作業場）の所在地		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		
※受付欄		

備考　1　※印の欄には、記入しないこと。
2　「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。

（日本産業規格A列4番）

第14号様式（第39条関係）

工　場
指定作業場　廃止届出書

年　月　日

東京都知事　殿

住　所
氏　名

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場
指定作業場　を廃止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第87条
第95条第1項において準用する同条例第87条の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第　号　年　月　日
工場 指定作業場　の名称	
工場 指定作業場　の所在地	
廃止年月日	
廃止の理由	
移転先の所在地	
※受付欄	

備考　1　※印の欄には、記入しないこと。
2　「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3　「移転先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移転である場合に、その移転予定先の所在地を記入すること。

（日本産業規格A列4番）

環境確保条例

承継①

	承継届
どのような時に	・工場を譲り受け又は借り受け ・相続、合併又は分割　　したとき
いつまでに	30日以内
様式	工場（指定作業場）承継届出書（規則第15号様式）
条文の規定	第88条　第81条第1項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。 2　第81条第1項の規定による認可を受けた者について相続、合併又は分割（当該認可に係る工場を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。 3　前二項の規定により第81条第1項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
罰則規定	科料に処する（第163条）

※承継届出書は、承継の事実を証明する書類の添付が必要（規則第40条）

環境確保条例

承継② 様式

第15号様式（第40条関係）

工　　場
指定作業場　承継届出書

年　月　日

東京都知事　殿

住所
氏名

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場
指定作業場　の認可を受けた者の地位を承継したので、関係書類を添えて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例　第88条第3項
第93条第2項において準用する第88条第3項の規定
により、次のとおり届け出ます。

認可番号・年月日		第　号　年　月　日
工場 指定作業場	の名称	
工場 指定作業場	の所在地	
承継年月日		
被承継人	氏名又は名称	
	住所	
承継の原因		1　譲受け　2　借受け　3　相続 4　合併　5　分割
※受付欄		

備考　1　※印の欄には、記入しないこと。
2　「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3　「承継の原因」欄は、該当するものを□で囲むこと。

（日本産業規格A列4番）

環境確保条例

事故届等①

	事故届
どのような時に	人の健康又は生活環境に障害を及ぼし又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させたとき
いつまでに	直ちに（応急措置、事故の状況及び講じた措置の概要を通報、届出）
様式	工場（指定作業場）事故届出書（規則第19号様式）
条文の規定	第98条　工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 (1)　氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2)　工場の名称及び所在地 (3)　被害の発生年月日 (4)　被害者の氏名及び住所 (5)　被害の内容及び原因並びに被害の防止の措置 (6)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項　（以下略）
罰則規定	10万円以下の罰金に処する（第162条）

環境確保条例

事故届等②

	事故再発防止計画書
どのような時に	事故が発生したとき
いつまでに	事故の発生の日から30日以内
様式	事故再発防止措置計画書（規則第20号様式）
条文の規定	第98条　工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。　（中略） **2　前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から30日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。** 3　前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 4　知事は、第1項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。
罰則規定	10万円以下の罰金に処する（第162条）

環境確保条例

事故届等③

	事故再発防止措置完了届出書
どのような時に	事故再発防止計画に係る措置を完了したとき
いつまでに	速やかに
様式	事故再発防止措置完了届出書（規則第21号様式）
条文の規定	第98条　工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。　（中略） 2　前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から30日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。 **3　前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。** 4　知事は、第1項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。
罰則規定	10万円以下の罰金に処する（第162条）

環境確保条例

事故届等④　様式

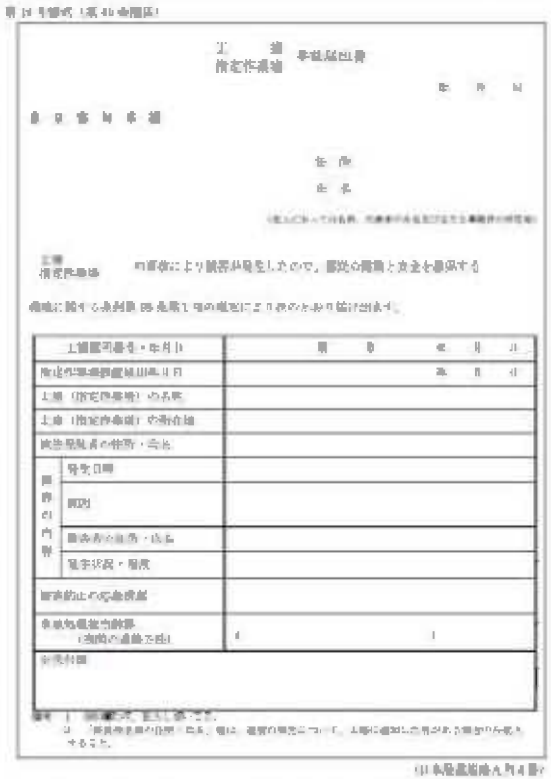

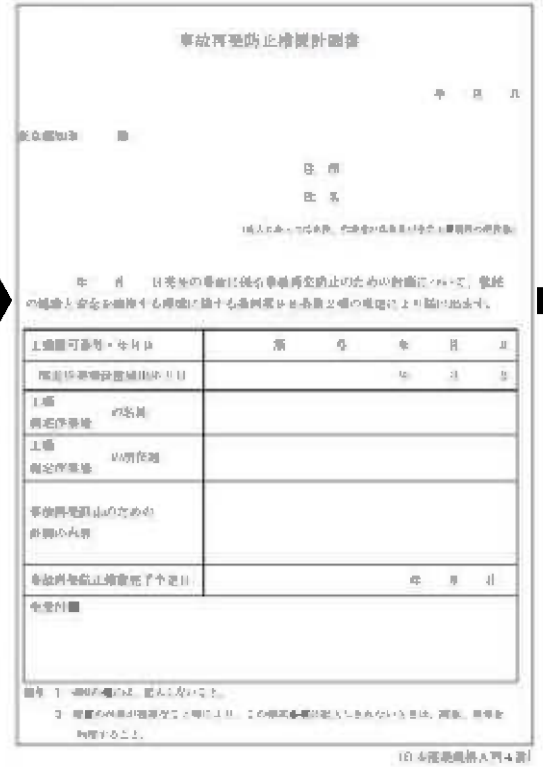

環境確保条例

公害防止管理者の選解任①

	公害防止管理者選任(解任)届出書
どのような時に	公害防止管理者を選任したとき、解任したとき
いつまでに	速やかに
様式	東京都公害防止管理者選任(解任)届出書(規則第23号様式)
条文の規定	第105条　規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わせなければならない。 2　前項に規定する工場を設置している者は、同項の公害防止管理者を選任したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。同項の公害防止管理者を解任したときも、同様とする。
罰則規定	なし

環境確保条例

公害防止管理者の選解任② 様式

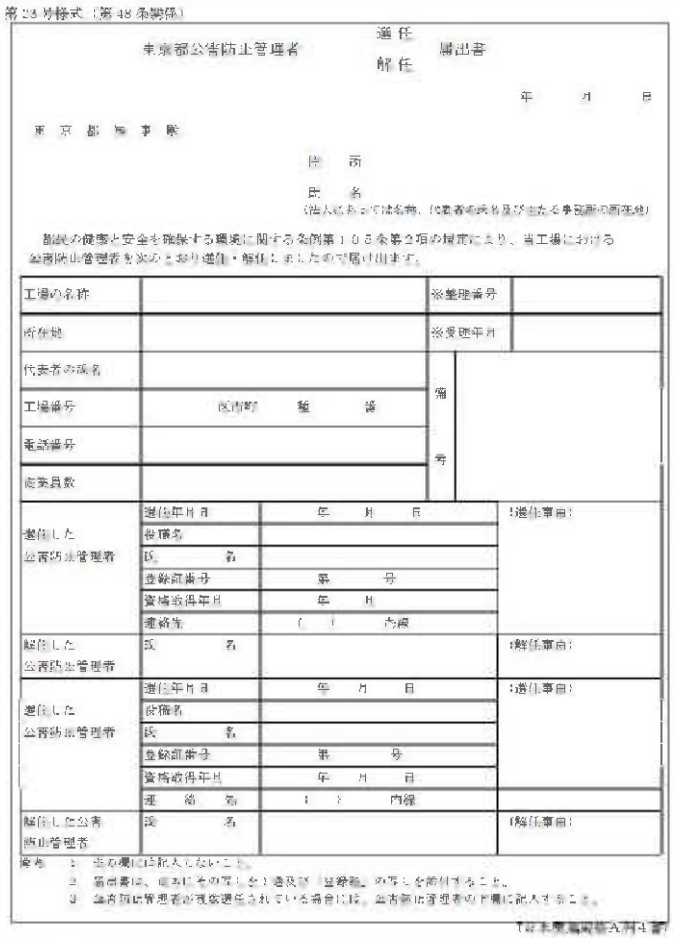

第23号様式（第48条関係）

工場の名称		※整理番号	
所在地		※受理年月	
代表者の氏名		備考	
工場番号	区市町 種 番		
電話番号			
従業員数			

東京都公害防止管理者　選任／解任　届出書

年　月　日

東京都知事　殿

住所

氏名

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

騒音の規制と安全を確保する環境に関する条例第108条第2項の規定により、当工場における公害防止管理者を次のとおり選任・解任しましたので届け出ます。

選任した公害防止管理者	選任年月日	年　月　日	（選任事由）
	役職名		
	氏名		
	登録証番号	第　号	
	資格取得年月	年　月	
	連絡先	（　）　内線	
解任した公害防止管理者	氏名		（解任事由）
選任した公害防止管理者	選任年月日	年　月　日	（選任事由）
	役職名		
	氏名		
	登録証番号	第　号	
	資格取得年月	年　月　日	
	連絡先	（　）　内線	
解任した公害防止管理者	氏名		（解任事由）

備考　1　※の欄には記入しないこと。
2　届出書には、届出者の写しを1通及び「登録証」の写しを添付すること。
3　公害防止管理者が複数選任されている場合には、公害防止管理者の下欄に記入すること。

（日本産業規格A列4番）

環境確保条例

表示板の掲出①

	表示板の掲出
どのような時に	－
いつまでに	－
様式	認可工場（表示板）（規則第11号様式）
条文の規定	第85条　第81条第1項の規定による認可を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、工場の名称、認可年月日、公害の防止に関する遵守事項その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。 （規則） 第36条　条例第85条の規定による表示板の掲出は、別記第11号様式による表示によらなければならない。 2　条例第81条第1項の規定による認可を受けた者は、前項の表示板の記載事項を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。
罰則規定	なし

環境確保条例

表示板の掲出②　様式

第11号様式（第36条関係）

認可番号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

認　　可　　工　　場

認可年月日
認　可　者

工　場　の　名　称		認可条件及び公害防止措置
工場設置者の氏名		
業　　種		
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名 電話番号	

25.7センチメートル以上

36.4センチメートル以上

環境確保条例

届出・報告の提出先

工場の所在地	提出先
区市の区域	各区市環境所管部署
多摩地域の町村の区域	多摩環境事務所環境改善課
島しょの区域	環境局環境改善部大気保全課 ※大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管轄内は各支庁

様式の入手先

東京都環境局ホームページ

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security_ordinance/form.html

内容

1　環境確保条例の基本的な義務

操業中の工場に対する基本的な届出等の再確認

2　環境法令等の最新の動きについて

2　内容一覧

（1）大気汚染防止法関係
　ア　大気汚染防止法施行令の一部改正（ボイラーに係る変更）
　イ　大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等（アスベスト）

（2）水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（3）環境確保条例施行規則等改正に伴う通知

※本項目は改正の概要を記載したものになりますので、詳細は各ホームページ等をご覧ください。
　また、条例による上乗せ規制がある場合がありますので、各基準等は都の所管部署へご確認ください。

2(1)ア　大気汚染防止法施行令の一部改正（ボイラー関係、その1）

● 改正の背景

令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。

● 改正概要

大気汚染防止法施行令別表第1第1の項ボイラーについて、届出対象要件を改正.

（改正前）.

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、

又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

（改正後）.

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

● 施行日

令和4年10月1日

2(1)ア　大気汚染防止法施行令の一部改正（ボイラー関係、その2）

- 本改正に伴うボイラー届出要件変更（イメージ図）

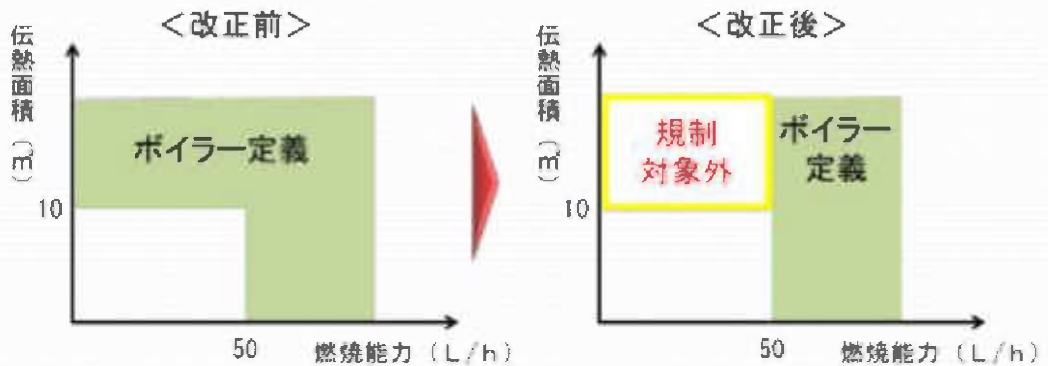

- 留意事項

一定規模以上のボイラーを設置する場合、引き続き工場設置(変更)認可申請又は指定作業場設置(変更)届等の手続きが必要

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。
「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について（令和3年9月24日）」
https://www.env.go.jp/press/110025.html

2(1)イ　大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等(アスベスト)

● 改正背景

・石綿(アスベスト)の飛散防止対策として、**建築物**に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、**有資格者**(**建築物**石綿含有建材調査者等)が実施することを規定(令和5年10月1日施行)。

・**工作物**の事前調査についても、一部の場合を除き、**有資格者**(**工作物**石綿事前調査者等)が行うこととするため、**施行規則**及び**調査者告示**を改正等・・・(1)

・また、工作物のうち、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)については、耐火被覆材等の石綿含有材料が使用されている可能性が高いことが明らかになったことから、「**特定工作物**」に追加するため、**特定工作物告示**を改正・・・(2)

● 改正概要

(1)**工作物**に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、以下の者(有資格者)が実施することを規定

・**特定工作物告示の第1～5、7～11号の工作物**(炉設備・電気設備・配管及び貯蔵設備)

⇒　工作物石綿事前調査者

・**特定工作物告示の第6、12～17号の工作物**(煙突・トンネルの天井板等)、**特定工作物以外の工作物**※

⇒　工作物石綿事前調査者又は建築物石綿含有建材調査者等

(※塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴う場合に限る。)

(2)特定工作物として「観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)」を追加(第17号)

● 改正スケジュール

(1):令和8年1月1日(一部除く)、(2):令和5年10月1日(一部除く)

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。
大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(令和5年6月23日)
https://www.env.go.jp/press/press_01756.html

2(2) 水質汚濁防止法関係政省令等の改正

● 改正背景

六価クロム：新たな科学的知見に基づき、環境基準変更（0.05→0.02 mg/L）

大腸菌群数：簡便な大腸菌の培養技術が確立され、よりふん便汚染を正確に把握できる指標である「大腸菌数」に環境基準変更

これらの環境基準変更を踏まえ、**排水基準及び地下浸透基準の改正**を実施

● 改正概要

-六価クロム化合物の排水基準の改正（0.5 mg/Lから0.2 mg/Lに改正）
（電気めっき業に対しては0.5 mg/Lの暫定排水基準を3年間適用）

-六価クロム化合物の地下浸透基準の改正（0.04 mg/Lから0.01 mg/Lに改正）

-六価クロム化合物の地下水浄化基準の改正（0.05 mg/Lから0.02 mg/Lに改正）

-大腸菌群数の見直し（大腸菌数に変更、許容限度800 CFU/mL）

● 改正スケジュール

令和5年12月15日: 改正公布
令和6年4月1日: 六価クロム化合物に係る改正施行
令和7年4月1日: 大腸菌数に係る改正施行
※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。
水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（令和6年1月25日）
https://www.env.go.jp/press/press_02672.html
環境大臣が定める排水基準に係る検定方法等の一部改正について（令和6年2月5日）
https://www.env.go.jp/press/press_02720.html

● 水質汚濁防止法と環境確保条例の整合

水質汚濁防止法関係政省令の改正に伴い、環境確保条例の整合性を確保するための改正を行った。

2（3）環境確保条例施行規則等改正に伴う通知（その1）

1　電子データ申請等の副本不要　（規則第82条関係、令和6年3月）

これまでは、申請等を行う場合、写し1通の添付を義務付けていた。このうち、電子情報処理組織を用いて申請等を行う場合について、写し1通の添付を省略可能とする。

2　土壌汚染対策に係る情報公開関連（規則第58条第1項関係、令和6年3月）

「汚染が確認されなかった土地」、「土地利用の履歴等調査結果」及び「搬出時の調査等により確認された自然由来等基準不適合土壌」についても台帳の対象

3　水濁法政省令改正に伴う条例排水基準の改正（条例別表第7関係、令和6年3月）

水質汚濁防止法の関係省令等の改正に伴い、同法と条例との整合を図るため、条例別表第7に規定する六価クロム化合物及び大腸菌に係る汚水の規制基準を改正

六価クロム　　0.5 mg/L　⇒　0.2 mg/L（公共用水域に排出される汚水（水道水源水域新設工場除く））

0.04 mg/L　⇒　0.01 mg/L（地下に浸透される汚水）

大腸菌数　　大腸菌群数（3,000個/cm^3）　⇒　大腸菌数（800CFU/ml）

2（3）環境確保条例施行規則等改正に伴う通知（その2）

4　非常時における病院等の揚水量制限の一時的解除（規則第29条第3項関係、令和6年8月）

非常時※1において、生命又は身体の安全の確保に著しい影響を及ぼすと認められる施設に対して、揚水量制限を一時的に解除する。

対象施設

（1）病院その他の医療施設

（2）社会福祉施設（通所のみにより利用されるものを除く。）

対象期間

上水が断水している期間

※1　非常時とは、地震又は上水道管破断事故などにより上水道による通常の給水が停止し、地下水の代替使用が必要となる状況を指す。

最後に

資料をご確認いただきありがとうございました。

引き続き、工場における公害の防止や適切な手続き等にご協力いただきますようお願いします。

※本資料で不明な点があれば、以下の担当宛てお問合せください。
　環境局環境改善部大気保全課基準担当（03-5388-3482）

水害による化学物質流出への対策を検討・実施している中小事業者、個人事業者のみなさまへ

対策の検討

水害対策マニュアルのどの対策を実施したら効果的だろう？

防水扉を付ける部屋を１か所選ぶとしたら、どこがいいだろう？

経費

従業員が素早く避難できるよう、止水板の導入を検討したいけど、費用が掛かりそう・・

補助金や助成金があるらしいけど、うちの事業所でも申請できるかな？

運用の改善

タイムラインを改良して、浸水被害を防ぎながら、従業員の安全も高めたいなあ

化学物質管理方法書に書いた手順をちゃんと実行できるだろうか？

私たちが一緒に考えます！お気軽にご相談ください！

化学物質水害対策アドバイザーを工場等に派遣します

化学物質水害対策アドバイザー派遣制度のしくみ

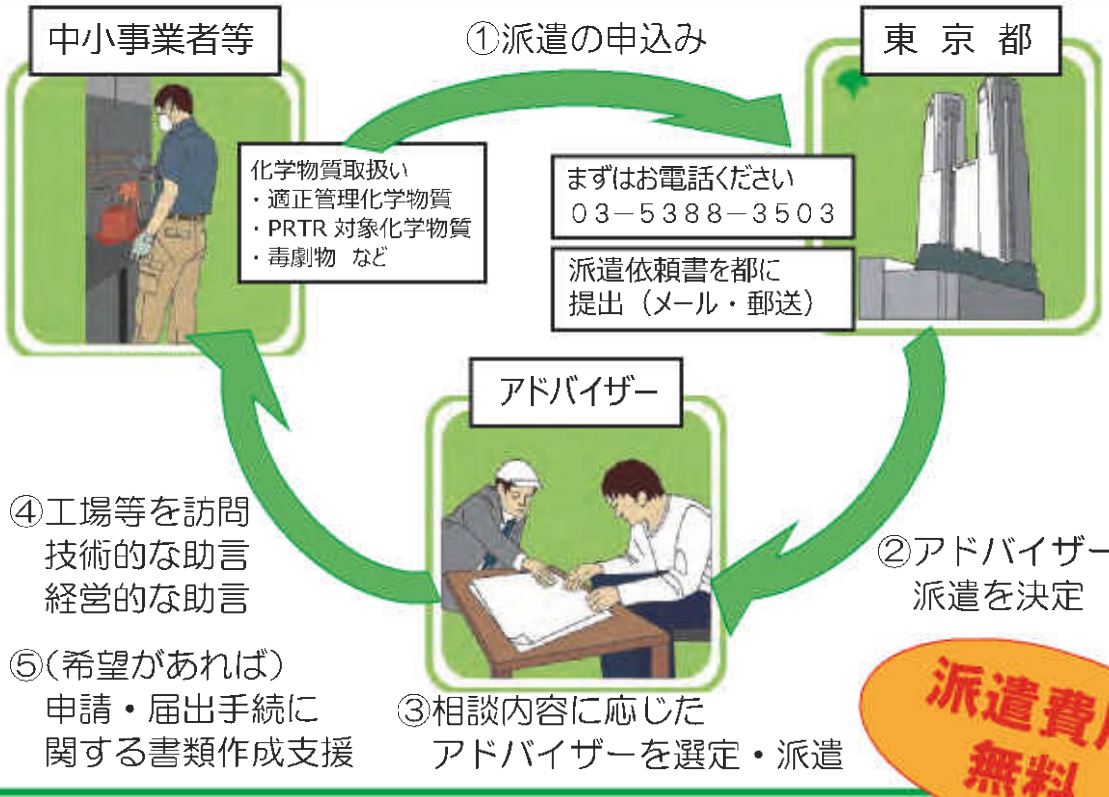

制度の詳細については、下記ホームページをご参照ください。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/adviser.html

環境局HP「化学物質を取り扱う事業者の災害対策について」
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster.html

『東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣制度について』
アドバイザーの派遣対象、派遣依頼書の様式、受付期間など。派遣依頼の際には、ご確認ください。

『東京都化学物質流出等防止設備設置補助事業』
止水板、防水扉、防水シャッター、かさ上げなどの設備の導入に係る費用の一部を補助します。
（中小企業者で、かつ東京都環境確保条例の適正管理化学物質取扱事業者に限ります。）

『化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアル』
水害対策の基本的な進め方を紹介しています。まずはご覧ください。

派遣の申込み・制度に関するお問合せ

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課（企画担当）
電話 03-5388-3503（直通）
Email S0000626@section.metro.tokyo.jp

5　環境局からのお知らせ②

~VOC対策アドバイザー派遣制度~

東京都環境局環境改善部
化学物質対策課

説明項目

1　東京都の大気環境とVOC
2　VOC対策アドバイザー派遣制度

1　東京都の大気環境とVOC

1.1　VOCとは？

法律で規定するVOC（総体的な定義）
⇒ 大気中に排出・飛散した時に気体である有機化合物（粒子状物質及びオキシダントの生成に寄与しない物質を除く）

- **揮発性有機化合物**

Volatile **O**rganic **C**ompoundsの略

- **トルエン、キシレン、IPA、酢酸エチル等（工業用途の主なもので約２００種類）**

- **印刷時のインキ・湿し水、洗浄剤、塗料溶剤（シンナー）、接着剤等に含まれる。**

★物を溶かす力（樹脂、油汚れなど）
★乾きやすい（様々な沸点の成分を配合して調整が可能）
★入手しやすい（価格、供給が安定）

1　東京都の大気環境とVOC

1.2　VOCと光化学オキシダント

光化学オキシダント
・・・オゾン（O_3）を主成分とする有害物質

《健康影響》
- **目や喉への刺激**
- **呼吸が苦しい**
- **めまい、頭痛**

大気中に、ＶＯＣや窒素酸化物（NO_X）が存在すると、光化学反応によって、オゾン（O_3）が生成される。

《農作物・植物被害》
- **葉の変色**
- **収量の減少**

一定基準以上になった場合は、学校での屋外活動の制限や、光化学スモッグ注意報や警報が発令されています。

1　東京都の大気環境とVOC

1.5　都内のVOC排出量推計値

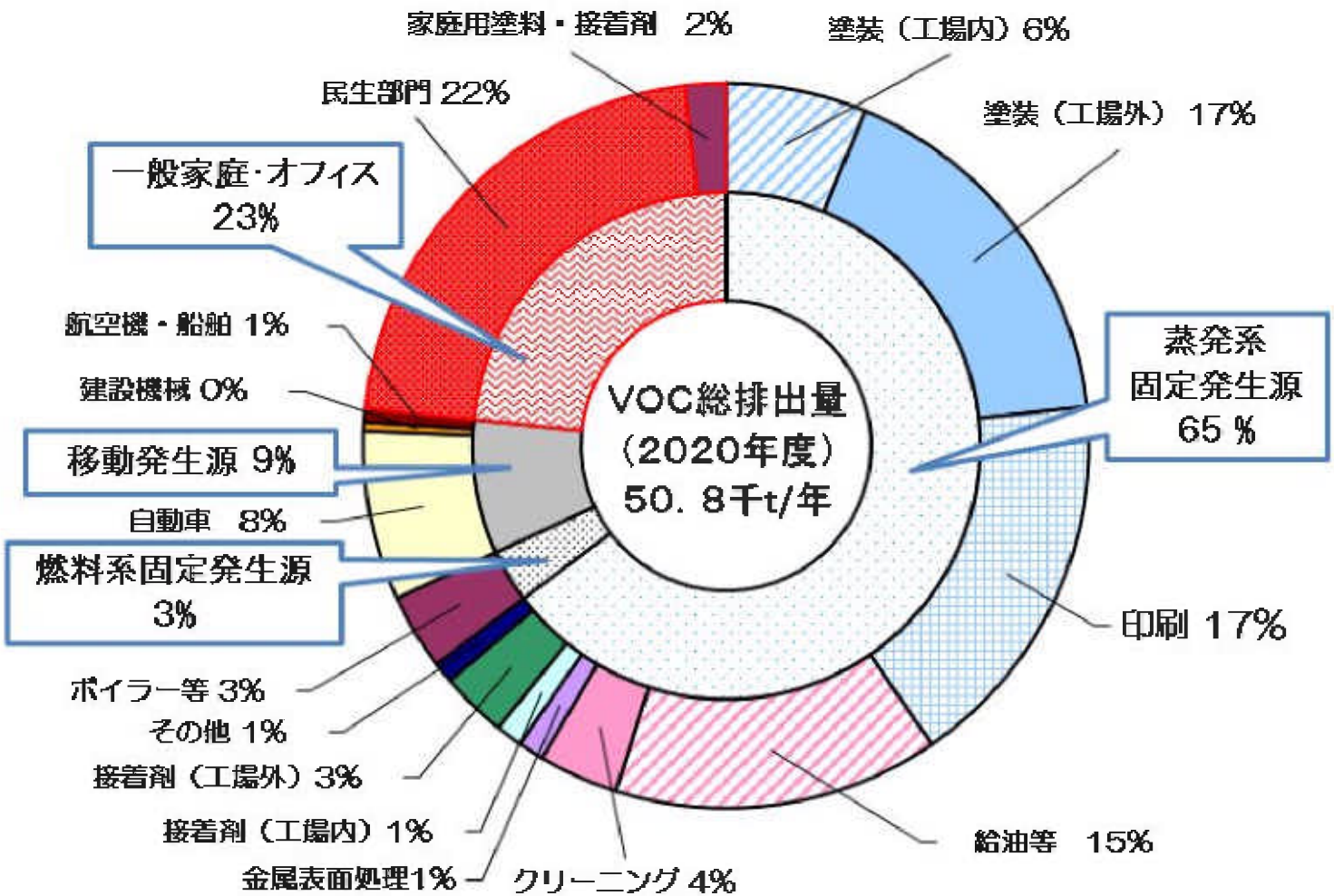

1　東京都の大気環境とVOC

1.6　都内のVOC排出量推計値の経年変化

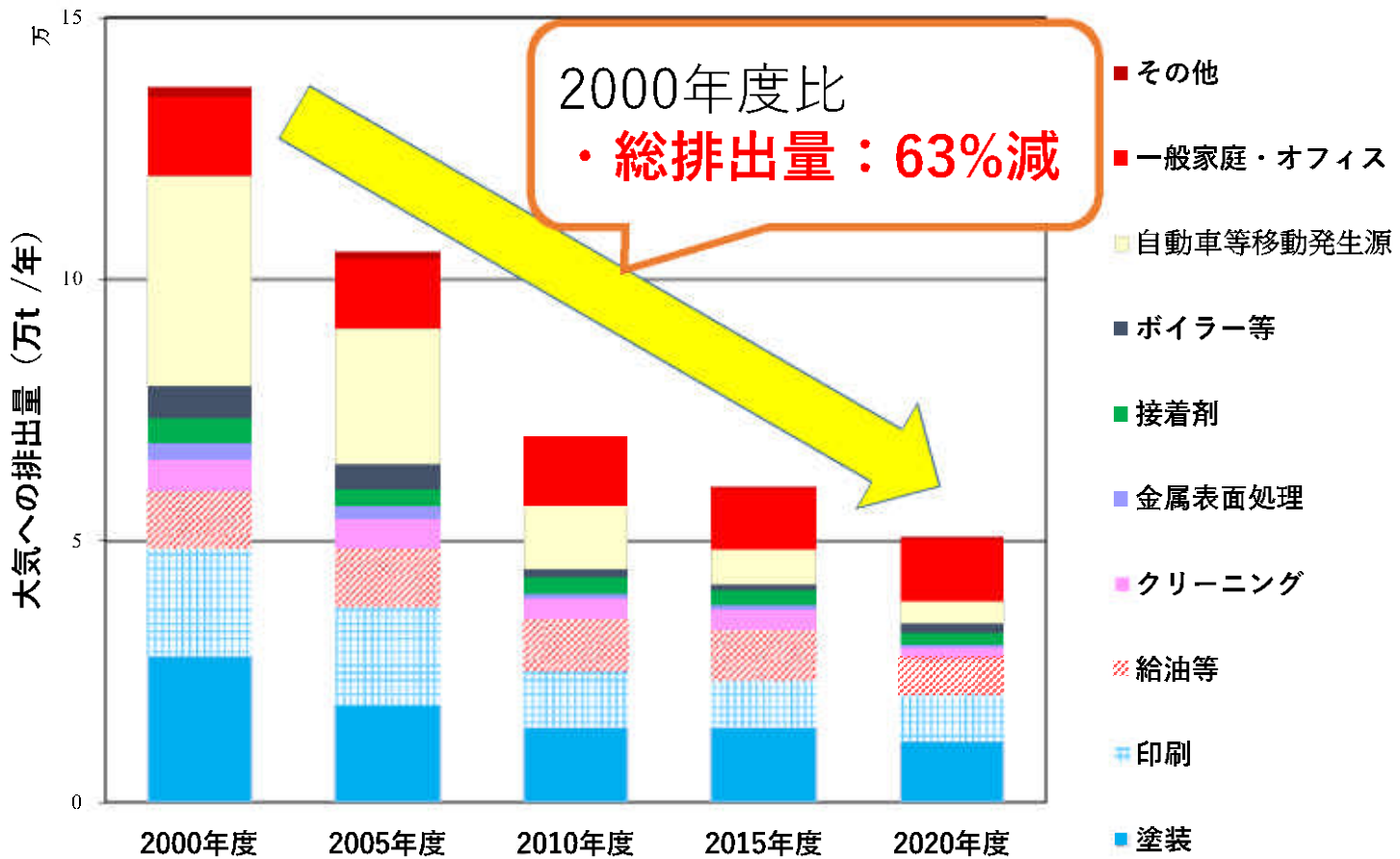

業種別VOC排出量　（塗装と接着剤は、工場の内外を含む。）

1　東京都の大気環境とVOC

1.3　光化学スモッグ注意報の発令日数（東京都）

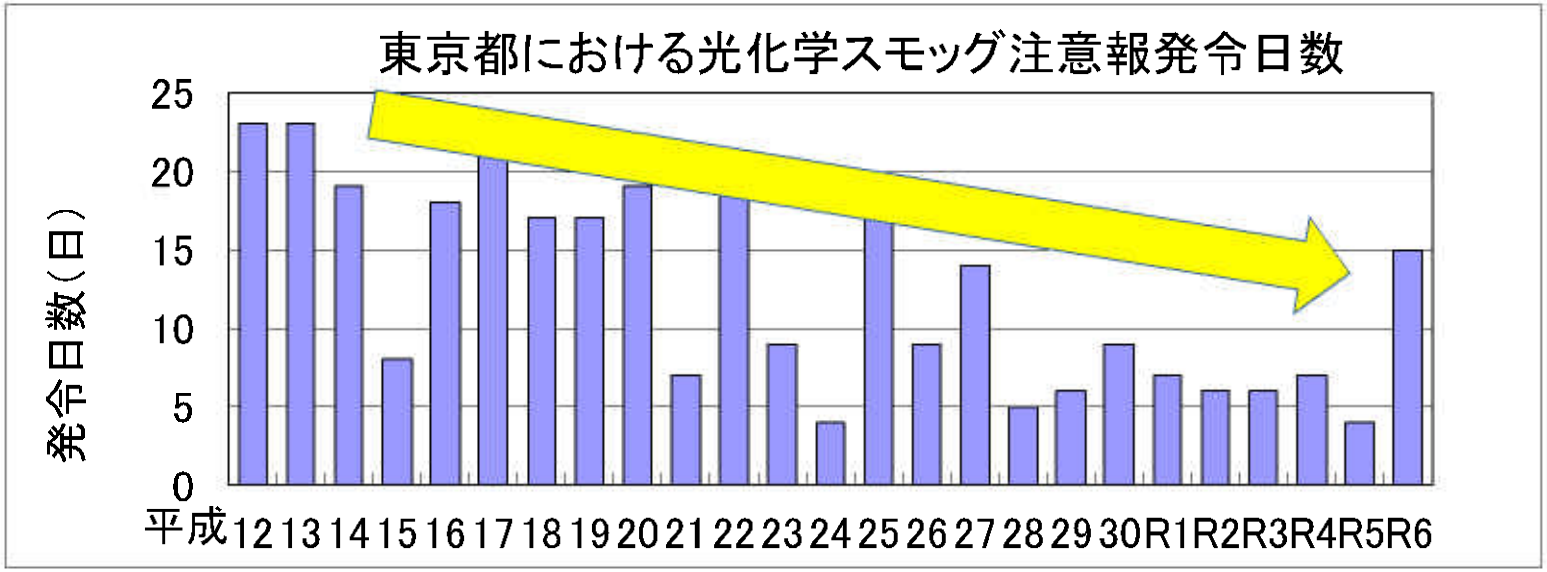

光化学スモッグ注意報発令日数は、減少傾向にあるものの、
依然として年に4～7日程度発令されている。

令和６年は15日と近年では特に多い

学校情報	オキシダント濃度が0.10ppm以上で継続するとき。
予報	注意報以上の状態が予想されるとき。
注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するとき。
警報	オキシダント濃度が0.24ppm以上で継続するとき。

3　自主的取組に対する支援策

3.1　自主的取組の促進

II　自主的取組の推進

自主的取組への支援（財政、技術）

①補助事業（省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業）の実施
②VOC対策ガイド〔工場内編〕の作成
③VOC対策アドバイザーの派遣
④セミナーによるVOC排出抑制策の普及

低VOC製品の普及・啓発

自主的取組への財政支援

①省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業

●補助対象事業者

都内で印刷作業を実施するに当たり、
VOCを取扱う中小企業又は個人事業者

●補助対象設備

・VOC排出削減設備

・VOC削減装置付空調・換気設備

●補助率及び補助上限額

設備1台ごとに補助対象経費の2/3

（上限額：2,000万円/台）

【補助事業】
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/voc

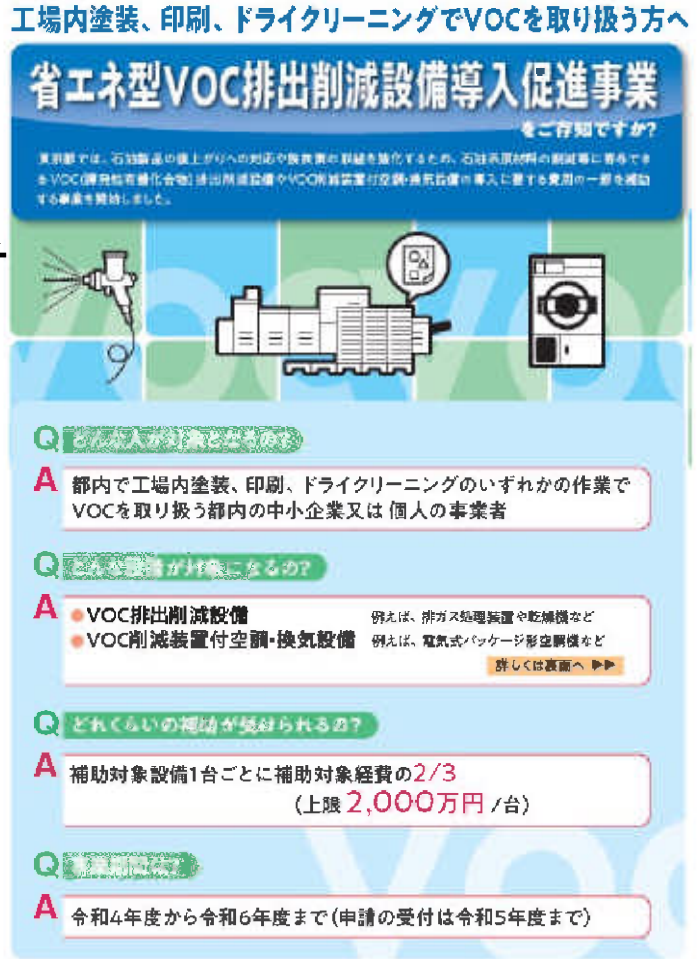

③ＶＯＣ対策アドバイザー

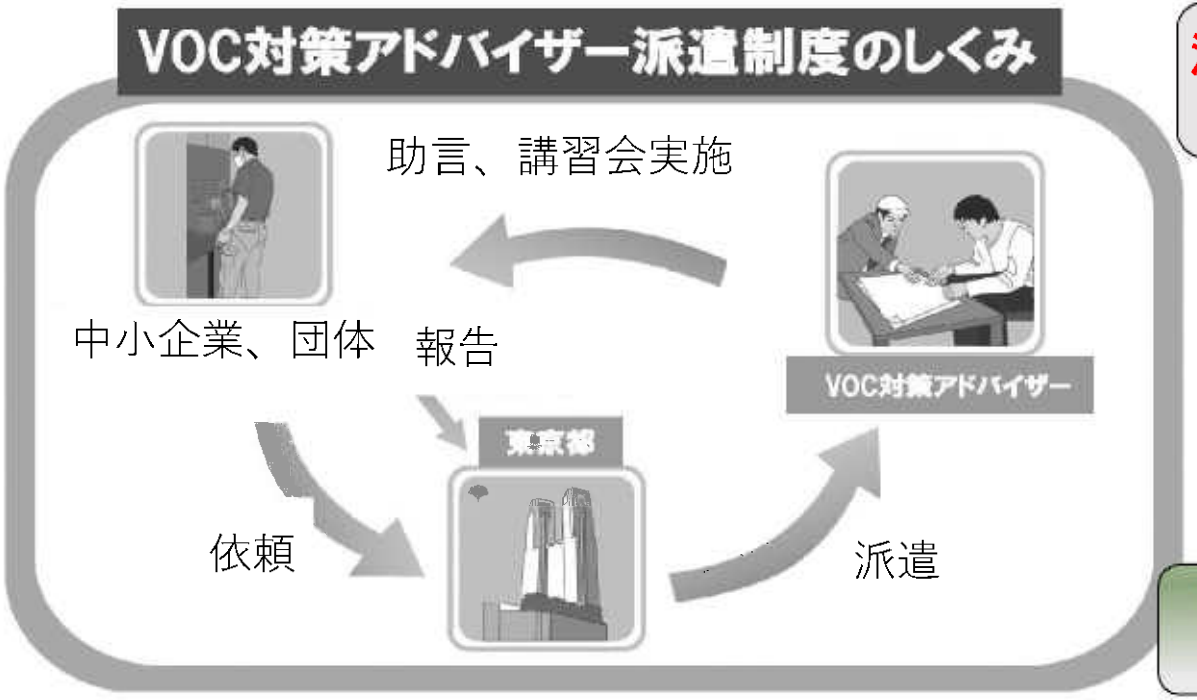

派遣に要する費用は都が全額負担

現地で測定を実施しながら助言

都に登録された民間専門家が要望のあった事業所等を直接訪問
→事業所の状況に応じたVOC排出抑制をアドバイス
→排出抑制に関する講習を実施

③ＶＯＣ対策アドバイザー

VOC濃度の測定

- 職場内での目安：オフセット印刷工場の職場環境の労働安全衛生目安管理濃度（200ppmC）
- 排気口での目安：大気汚染防止法オフセット印刷機排出口濃度（400ppmC）
- 上記の濃度を判断基準として各工程において簡易VOC計や公定法によりVOC濃度を測定

自主的取組への技術支援

③ＶＯＣ対策アドバイザー

ＶＯＣアドバイザー対策とその効果

- 原材料や廃棄物の保管方法の見直し
- 作業工程や方法の見直し
- 技能向上
- 機材の見直し
- 設備の見直し
- 原材料の変更

難易度高

- 大気環境改善
- 職場環境の改善
  →従業員の確保・定着
- 原材料・廃棄物削減
  →コストカット
- 悪臭（苦情）対策

自主的取組への技術支援

③ＶＯＣ対策アドバイザー

利用者の声

アドバイザーの指導により、溶剤（IPA）の使用量を前年比で50%削減しました（4.9トン⇒2.4トン）。使用後のウエスを蓋付き容器に収納する等で、現場環境の臭いもほとんどしなくなりました。（印刷業）

現状のＶＯＣ濃度を認識することができ、薬品やインキの蓋を必ず閉める等、現場の意識向上につながりました。また、廃インキ回収業者の見直しにつながり、大幅なコストダウンができました。（印刷業）

現状のＶＯＣ濃度を認識することができ、VOC排出量は、あまり多くないことが分かりました。専門家にみてもらうことで安心できました。（塗装業）

これまで、各種溶剤が環境に与える影響が分かりませんでしたが、アドバイザーから一つ一つ丁寧にアドバイスをいただき、溶剤に対する管理がいかに大切か教えていただきました。（印刷業）

過剰換気であることが分かりましたが、様々な換気条件で溶剤濃度を測定していただき、ほぼ適正換気に是正できました。（金属洗浄業（めっき等））

ご清聴ありがとうございました

お問合せ先：東京都環境局環境改善部化学物質対策課
03-5388-3457（直通）